

第8回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成24年9月20日（木曜日）

議事日程

平成24年9月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	17	西山 富三郎	1. 地方自治法の一部を改正する法律の若干の問題 2. 全保育園、全保育所で運動遊びはどのように行われているか
2	2	米本 隆記	1. どうなる印刷工場、次の使い道は 2. 3年数カ月行政を預かった自己評価は
3	7	近藤 大介	1. 23年度決算について
4	4	杉谷 洋一	1. いじめ問題について 2. 大山観光の取り組みについて
5	6	池田 満正	1. 大山診療所の今後は
6	10	岩井 美保子	1. 町管理のあき施設で地域活性化のまちづくりについて 2. 名和拠点保育園の新設について
7	8	西尾 寿博	1. いじめと自殺 2. 財政状況について
8	9	吉原 美智恵	1. 各施策の成果と検証は 2. 大山町の文化財保護行政を問う
9	5	野口 昌作	1. 全国学力テストの結果と活かし方を問う 2. 大山町を守るため、有害獣「猪」の捕獲奨励金増額を
10	11	諸遊 穰司	1. 大山恵みの里公社への補助金のあり方について 2. 小・中学生に対し日本の国土（領土）についての指導は
11	3	大森 正治	1. 就学援助制度の拡充を 2. 大山の頂上碑をどうする
12	14	岡田 聡	1. いじめを許さない学校づくりを 2. 教員評価制度の運用状況と成果は

13	1	竹口 大紀	1. 名和地区の拠点保育所
14	13	小原 力三	1. 町長としての実績と成果は 2. 次期町長選挙への意欲は 3. 町長としてのこれからのビジョンと決意は

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	17	西山 富三郎	1. 地方自治法の一部を改正する法律の若干の問題 2. 全保育園、全保育所で運動遊びはどのように行われているか
2	2	米本 隆記	1. どうなる印刷工場、次の使い道は 2. 3年数カ月行政を預かった自己評価は
3	7	近藤 大介	1. 23年度決算について
4	4	杉谷 洋一	1. いじめ問題について 2. 大山観光の取り組みについて
5	6	池田 満正	1. 大山診療所の今後は
6	10	岩井 美保子	1. 町管理のあき施設で地域活性化のまちづくりについて 2. 名和拠点保育園の新設について
7	8	西尾 寿博	1. いじめと自殺 2. 財政状況について

出席議員（18名）

1番 竹口 大紀	2番 米本 隆記
3番 大森 正治	4番 杉谷 洋一
5番 野口 昌作	6番 池田 満正
7番 近藤 大介	8番 西尾 寿博
9番 吉原 美智恵	10番 岩井 美保子
11番 諸遊 壤司	12番 足立 敏雄
13番 小原 力三	14番 岡田 聡
15番 椎木 学	16番 鹿島 功

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 諸 遊 雅 照 書記 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 森 田 増 範 教育長 山 根 浩
 副町長 小 西 正 記
 教育次長兼学校教育課長 齋 藤 匠
 総務課長 酒 嶋 宏 社会教育課長 手 島 千津夫
 中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 林 原 幸 雄
 大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之 企画情報課長 野 間 一 成
 税務課長 小 谷 正 寿 建設課長 池 本 義 親
 農林水産課長兼農業委員会事務局長 山 下 一 郎
 水道課長 野 坂 友 晴 福祉介護課長 戸 野 隆 弘
 観光商工課長 福 留 弘 明 保健課長 後 藤 英 紀
 観光商工課参事 齋 藤 淳 会計管理者 岡 田 栄
 人権推進課長 澤 田 勝
 企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 赤 井 久 宣
 地籍調査課長 種 田 順 治 住民生活課長 森 田 典 子
 教育委員長 伊 澤 百 子 代表監査委員 松 本 正 博

午前9時45分開議

○議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は一般質問を行います。通告された議員が14人ありましたので、本日とあす9月21日の2日間行います。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

17番、西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 皆さん、おはようございます。

このたびも、同僚議員の配慮によりましてトップバッターになりました。2問質問いたします。よろしく願いいたします。

初めの質問は、地方自治法の一部を改正する法律の若干の問題と題しています。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年4月28日、参議院本会議において可決成立し、同年5月2日に平成23年法律第35号として公布されました。具体的には、1つ、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置（議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の拡大、行政機関等の共同設置、全部事務組合等の廃止、予算・決算の報告義務等義務づけの廃止）。2つ目に、直接請求制度の改正（直接請求代表者の資格制度の創設署名に関する罰則の追加）となっています。次の項目をたずねます。

1つ、市町村基本構想の策定義務の廃止の趣旨をどう認識していますか。

2つ、現在の市町村基本構想の取り扱いはどうなりますか。

3つ目、今回の改正により、議会の議決を経て策定するとされている基本構想を廃止することは、議会が町づくりに関する基本的な方針に関する担保がなくなり、議会の機能を縮減することとなり、問題ではないでしょうかという声もあります。自治法96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により引き続き現行の基本構想や総合計画といった町づくりの方針については、議会の議決を経て策定することは可能です。なお、一部の地方公共団体において既に議会の機能強化策の観点から、同条同項の規定に基づき当該団体が任意に策定する総合計画などに対し、議会の議決を要しているところと見られます。大山町議会運営委員会でも、自治法96条第2項の拡大に取り組むこととして全員協議会に報告しているところと見られます。行政としてはどう取り組みますか。

4点目、長と議会の関係は。車の両輪とは。以上です。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。

9月の定例議会、14名の議員の皆さんからたくさんの一般質問をいただきました。

また、今回は教育委員会の方への質問も多くあったかなと思っておるところであります。精いっぱいお答えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、西山議員から、地方自治法の一部を改正する法律の若干の問題ということにつきまして4点御質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の市町村基本構想の策定義務の廃止の趣旨をどう認識しているかということについてでございます。

今回の地方自治法の一部改正における市町村基本構想の策定義務の廃止につきましては、地方分権改革推進計画及び地方分権改革推進委員会におけますところの第3次勧告の義務づけ、枠づけの見直し、その一環として実施されたものと認識いたしています。同計画や勧告では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるために地方公共団体の自主性を強化をして、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するということとともに、みずからの責任において行政を展開できる仕組みを構築するべきという方針が示されているところでございます。

市町村基本構想の策定義務の廃止につきましても、こうした方針のもと各当該の市町村が長期的な経営のあり方をどのような手続、また形態で基本構想としてまとめるかどうかは個々の市町村の判断にゆだねることが適切であると、この趣旨によるものと理解を、認識をいたしておるところであります。

2点目の現在の市町村基本構想の取り扱いはどうなるのかということについてでございます。

今回の地方自治法の一部改正により、市町村の基本構想については地方自治法上の位置づけはなくなりましたが、それをもって既に策定をいたしました基本構想自体が廃止されるわけではございません。引き続き大山町の町づくりの総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すという位置づけ、これに変化はないものと認識をいたしているところであります。

3点目の総合計画などに対する議会の関与についての行政としての取り組みという質問についてでございますが、地方自治法第96条第2項の議会の議決案件のあり方につきましては、先ほど西山議員が述べられましたように現在議会において検討されているところと承知いたしております。町といたしましては、町政の基本的な方向を定めるような計画などの策定等につきましては、全員協議会の場合などを含めて議会の議員の皆様と十分相談の上、進めてまいりたいと考えているところでございます。

その上で、どのような案件に対して議決という形で承認をいただくことがふさわしいのか。そのような点については、議会と町長がともに町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営を実現するという観点から、検討してまいりたいと考えているところでございます。

4点目の長と議会の関係はと、車の両輪とはということについてでございます。

日本国憲法第93条では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるそのほかの吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」としておるところでありまして、議事機関としての議会の議員の皆さんと執行機関としての長のいずれも住民の直接選挙により選任することとなっております。

このことは、長とそして議員によりますところの議会とがそれぞれ独立の立場において相互に牽制をし、その均衡と調和により地方自治の公正、適正かつ円滑な運営を実現していこうとする趣旨だと認識いたしているところであります。

以上、4点お答えをさせていただき、御理解を賜りたいと存じます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 表面的にはそういう答弁なんです。それを詰めていくのが執行部と議会の責任です。

家は、その土地の大工さんに建ててもらいなさいということわざがあります。それぞれの土地の湿度、気温、風向きあるいは自然現象、さらには歴史的伝統なども熟知したその土地の大工でないと、その地域に適切な家は建てることのできないということのようです。中央からキャリアの赤井室長さんが見えておりますので申しにくいわけですが、霞が関の大工さんにはですね、幾ら霞が関の官僚が調査したり研究したりして数値化し、それに基づいて図面を引いたところで、地域地域の真相、事情、環境、人情や人間関係まで数値化することは不可能であります。これまでは地域の真相、事情、環境まで理解していないのに霞が関の大工が命令をしてきておったんですね。先ほど町長がありましたように自主性、自由度の拡大ですが、さらに国も地域も国民も今こそ独立して自己責任を引き受け、勇気を持って出発しなくてはならないと思います。これが国民的な示唆だと思いますよ。国民的な目指すところ、示唆だと思います。

町長、さらに気概をお聞かせください。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ちょっと聞き取れないところがございまして、気概ということでございますですね。

○議員（17番 西山富三郎君） はい、そうです。

○町長（森田 増範君） 先ほど西山議員、質問の中でも示されましたように、やはり地域の町づくりは住民、地域に住む者がその思いを持ってつくり上げていくものであると思っております。特に合併時に3つの町が合併をするということについては、3町それぞれから地域の住民の方々に参画をしていただき町づくりのプランを練ったりをし、そしてこの新町まちづくりプラン、総合計画がつくり上げられてきたという経過がございます。そこに大きな私はこの大山町の町づくりの土台があると思っております。

そうした現在あります大山町の総合計画、そうしたものをしっかりとあずからせていただき、また承知をさせていただき、一つ一つ今取り組みをしているところでありますし、今後もその視点を貫いていくということが大切であると思っております。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） そういたしますと、その町の中身が変わってこなくてはいけないと思うんですね。2000年以降、自治体は大きくモデルチェンジを迫られたわけです。昔の古い役場であれば、政治体プラス事業体でよかったんですけども、新しいモデルは政治体プラス事業体、政策体プラス事業体になったんです。ここに政策体

はどうですかという私の質問なんです、このたびの質問。

大山町は、政策体として他町村に劣後しないような法的担当の職員は置いているんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当課長から、担当者より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 自治体の方が政策体が変わって、そういう職員がおるかということですけども、個々の事業につきましては職員全体が政策はつくっていくということで、その事業につきましては各担当課、各担当者が能力を高めていく、政策能力を高めていくということで、個々研修を積んでいるというふうに理解しております。

で、全体的なですね、法務につきましては、総務課の方に法務担当という職員がおりますので、これにつきましては条例規則等を策定する場合にそれが町の例規の流れというんですか、型式に合っているかどうか、それから大きな目で法律等とそごがないかということを確認するというような形になっていると思っております。

ですので、政策自体につきましてはだれが担当というわけじゃなくてですね、各担当部署の職員全体の政策能力を上げていくという方向で進んでいくというふうに理解しております。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 地方自治法の旧2条の4項は廃止になりましたけれども、基本構想を全部つくらなくてもいいというのでなくて、つくってもいいですよという条例になったんです。

で、先ほど町長が答弁いたしましたように今ある法律は生きてるといいますから、これ専門的に言えば存置しているという言い方になります。そうしますとですね、やっぱり海図なき航海はできないわけですから、大山町が目指す姿はこうだと、このように進むんですよというものはなければならないと思うんです。それがやっぱり長の責任だし、議会の責任でもあるわけです。

地方自治法100条の2項には、議会は学識経験者を選んで役場の事務、調査等を調査させるということができるといいます。進んでいる先進地の議会は、そういうそれを専門的知見というわけですね、専門的な知見を持った者と我々議会、地域の事情をよく知った者とが協議して政策を立てることは可能なんです。総合計画を立てることも可能なんです。

昭和44年に総合計画を立てなさいという指針が自治省から出たんです。私は昭和45年に議員になりましたから、そのときに、亡くなりましたから名前を出しますけども、

南條先生というお医者さんでしたけど、非常に造詣の深い議員がおりまして、その方が議員がみずから基本構想をつくったというふうな経験も持っておりますので、やはり執行部も議会も海図、将来のあるべき姿というものは大事なものです。

そこで、今あるこの総合計画は平成18年6月に策定されています。17年に合併ですから、27年度までです。今は後期基本計画の2年目に入っているわけです。この計画は、あなたは先ほど尊重されると言いました。

そこで、専門的なことを聞きますが、この基本構想との調和義務が定められている各種事業が27件ある。27件あると言っています。当該個別法において、計画的な計画の策定自体に議会が必要とされるものがあるんだそうです。私、ちょっとこの地方自治法が変わりましたよということで本を見たらそう書いてあります。

法律が来たら、やっぱり役場の皆さんは例えば総務課長会、住民生活課長会、あらゆる会で政務等が勉強があるんですから、このたびの自治法の改正についてこのような27件の勉強はされておられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。専門的なところ、また技術的なところでありますので、担当より述べさせていただきたいと思います。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 御指摘の20本の法律でございますが、恐らくこれは各個別法で、この自治法上の基本構想と調和して例えば個別の計画を定めなければいけないというような規定では、御指摘ではないかと思えます。

例えば老人福祉法ではですね、改正前、第20条の8において、市町村は自治法2条4項の基本構想に即して市町村の老人福祉計画を定めなければならないとされていたところです。これらの規定は、自治法の今回の改正の附則におきまして削除されておまして、その自治法自体が平成23年の8月に施行されておりますので、その規定は既になくなったものというふうに考えております。同様の法律が、残り19法についても措置されたものというふうに認識しております。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） さらに、執行機関の長の権限まで侵すことはできませんから、私たち議会も。長の執行機関に当然の権利があると言っていますが、そのようなことはどういうことですか。

それから、自治例121条の3とはどういうものですか。地方公共団体の司法秩序の根幹という言葉も出てきております。御理解のほど、御説明願いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 専門的な御質問をいただいております。担当より答えさせていただきます。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

恐らく質問の御趣旨が、地方自治法の96条の2項で、今回の改正で、それまで法定受託事務は議会の議決案件の対象外とされていたというものが、今回の改正で法定受託事務も議決案件の対象にできるとされたことを御指摘なのかなと思い、そういうことで認識しております。ただ、その中でも議会、恐らく総務省からですね、来てる通知の中で執行機関に明らかに属するようなものというものは、その法定受託事務について議決の対象とされたところですが、それについては対象にはならないといった通知が来ておまして、そのことを御質問されているのかなというふうに認識をした上でお答えをさせていただきますと、その議決の対象にならないと解されるものというのは、主にですね、法律とか政令で地方公共団体に執行が義務づけられている事務でありまして、その執行についてもはや団体としての改めての判断の余地がなくて、いわば機械的に行わなければならないものですか、あと法令によって長その他の執行機関の権限に属することとされているもの。事務の性質から、当然長その他の執行機関の権限に専ら属するものと解されるものということが総務省からの通知で示されているところでございます。

ただ、これは地方自治法の245条の4第1項に基づく技術的助言ということで、総務省から通知が来ておりますので、これは技術的助言ですので何ら法的拘束力のあるものではございません。

あと、司法秩序の問題という御質問ですが、恐らく義務づけ、枠づけの存置のメルクマールのことを御質問されているのかなというふうに考え、認識しておりますけれども、地方分権改革で義務づけ、枠づけが存置される際のメルクマールというのが示されておまして、その中で司法秩序の根幹となる制度に係る事務というのが、公共団体に義務づけする際の許容されるという一つのメルクマールということとされております。

その司法秩序の根幹というのは、恐らく法人制度ですか私有財産制度、そういったものの根幹にかかわるような規定で国が地方公共団体に義務づけているような規定、これは存置がされる可能性があるというものだと認識しております。以上でございます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 中央の官僚さんに答弁していただきまして、国会議員になったような、国会みたいな、失礼いたしました。

そういたしますと、次の、時間がありませんので議会と長との関係です。車の両輪と言っていますけどね、心棒は私は町民だと思ってるんですね。大山町という空間だと思っ

てるんです。そこには二次元的、三次元的、四次元的な考え方もたくさんあると思いますよ。

そこでですね、やっぱり私は二元代表制ですから、これ正常な競争機関でなくてはならないと思ってるわけです。執行部の皆さんの知恵と私たちの能力と競争する。これが二元代表制の根幹だと思う。チェック・アンド・バランスです。

そこでね、町長、具体的なことを言いますけども、やっぱりそうなりますとあなたも私も町民に選ばれたんです。選ばれた以上は、さらに発想力、行動力、倫理観が大切です。傲慢になったらいけません。腐敗したらいけません。両輪でいいんです。両輪が議会と執行部が付着して一つになったら倒れてしまいますわ。両輪だからしゃんと立ってるわけですね。私はこの認識が大事です。

町長、えらい卑近なことを申し上げて悪いですけども、議員や町民や業者の方と癒着されているというふうなことはないでしょうね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 全くございません。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 全くないという言葉ですので、そういたしますとね、聖徳太子は「和を以て貴しと為す」と言ったんです。源頼朝は「一所懸命」、一所懸命の「しょ」は「所」です。所に命をかけると言ったんです。勝海舟は、政治家のひけつは「誠心誠意」の4文字だと言ったんです。二宮尊徳は「至誠を本とし分度を体とし推譲を用とする」と言ったんです。古代ローマの大政治家キケロは、正義を働く人を妨げてはならないと、こういうふうなことを言っています。

町長も住民から選ばれて町長になりました。あなたは、勇気と真心を持って真実を語り合い合ってきましたか。グッド・ガバナンス、善政をしくために足を運び、汗をかき、たまには町民と涙を流し、車の両輪を全うしようとされてきましたか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西山議員より、私の方への激励の言葉かなと思って受けとめさせていただきました。

まさに議員おっしゃいます思いを持って、この町政のかじ取りをさせていただいております。一生懸命ということも私の大きな大切にしておる姿勢でありますし、また誠心誠意、二宮尊徳の話もされました。私が学生のときに師事しておりました先生が、まさに二宮尊徳を研究しておられる方でありまして、その道するべ、4つの道するべがございましたけども、それが私の今の支えでもあります。

また、住民の視点、目線、現場での、そこに視点を置いて、観点を置いた施策はとい

うお話もございました。

今現在もそうでございますけれども、職員、町政の取り組みを進めていく中で、町づくりを進めていく中で、住民の皆さんのお力を発揮していただきたいと。あるいは一緒になって汗をかいていただきたいということでの取り組みを集落から、あるいはまちづくり会議から、あるいは各種団体のいろいろなグループがございます。そうした方々との連携をとりながら、今その取り組みを進めているところであります。まさに今、御質問をいただきましたことについて取り組みを進めておるところでありまして、改めてそのことについての大切さ、重要さ、認識させていただいているところであります。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） もう一つね、議会と長の関係で重要な役割を示すのが職員なんです、職員。で、町長部局、行政機関は首長を頂点として組織され、予算の作成や執行、政策立案において当該自治体が持っている資源、これ資源というのは職員、職員を最大限に活用することができます。我々議会の資源というのはね、議員報酬を中心とする若干の資金とみずからの時間と知識、少数の事務局です。で、このように比較すれば、行政組織の方が優位です。

しかしね、ここで皆さんには、私は古いんですから代表して皆さんの声を代弁しておきますけれども、議員は選挙で選ばれたという正当性を持っております、正当性。我々、選ばれておる。勝手に議員になったわけじゃない。正当性を有しています。地域の意見を代表するという点において、職員は議員にまさることはできない。我々は地域の声を代弁することが仕事なんです。そういう正当性を認識する職員が、その職員の姿として求められているんです。

町長、長と執行部の関係において、議員に対するそのような認識は指導されておられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 長と議会との両輪ということの中での御質問でございました。

その中で、議会議員の皆さんが地域の住民の皆さんの意見を代弁をしての立場にあって、その論点で、あるいはその姿勢で町政との、執行部との協議等々を望んでいるというお話でございました。それに対して、町長としての姿勢はどうかというお話かなと思って承りました。

まさにおっしゃいますように、私自身も議会におった人間であります。そして、その柱となりますところ、基本となりますところは住民の視点、現場の視点からの政策、諸施策、諸事業でございます。さまざまな事業を取り組んでいるわけでございますけれども、その視点はやはり住民の視点に立った、現場の視点に立ったところからの考え方で

あり、取り組みであるというぐあいに考えておりますし、そのことを職員も承知しているというぐあいに認識いたしております。いろいろな事業、政策を取り組んできております。その内容についても、そのことを議会の皆さんも十分御承知をしていただいているからこそ、提案をさせていただいておりますいろいろな事業、政策等について御議決をいただいたり、あるいは御議論いただいたり、そして今日のいろいろな諸事業の取り組みに至っているというぐあいに考えておるところであります。引き続きの御指導も賜りたいと存じます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 次の質問に移ります。

2点目は、全保育園、全保育所で運動遊びはどのように行われているかということです。

現在の子供たちを取り巻く社会環境は、少子化、情報化の進展、テレビゲームの普及などにより大きく変化してきました。これにより、子供たちの遊びは群れ遊びが少なくなり、動的な遊びから静的な遊びへと移行してきました。この遊びが体力の低下だけでなくキレル、荒れる、校内暴力などといった心に関する教育問題と大きく関係していることが脳科学に基づいた研究からわかっています。全身運動することによって前頭葉が活性化し、感情のコントロールする力がうまく働くようになります。この脳がぐんと成長するのは3歳から8歳で、人間らしさをつくり、生きる力をはぐくみます。

1つ、遊びを通して日常生活で余り使わない筋肉を動かし、支持力、跳躍力、懸垂力、逆さ感覚などの基礎体力を身につける。2つ、できたときには大きな喜びと達成感や満足感を感じ、次への挑戦心や意欲を引き出し、体を動かすことが好きになる子供を育てる。3つ、子供の発達段階や精神面を考慮し、無理なく体を動かすことで動ける体をつくるとともに脳に活性化させる心の成長を促す。4、子供自身がみずから興味を持ち活動することで集中力が身につき、見る力、聞く力、考える力を養う。大山町ではこのような取り組みをどう行い、検証していますか。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） おはようございます。

今回の議会では、本当にたくさんの質問を教育委員会にいただきました。皆さんが教育委員会に寄せてくださっている関心の高さとか期待などをひしひしと感じているところですよ。精いっぱいお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの西山議員さんの全保育園、全保育所で運動遊びはどのように行われているかの御質問にお答えをいたします。

保育所での運動遊びの取り組み状況ですが、これはかなり以前より町内のすべての保

育園、保育所でそれぞれ特色のあるいろいろなリズム運動を行っております。内容は、大体が朝9時半から約30分間、音楽に合わせて走ったりスキップしたり、あるいはブリッジ、また動物や昆虫をイメージしたポーズや、そういう動きというものを取り入れて子供たちが興味を持ちながら楽しく体を動かす。そして鍛えていくという、そういう工夫をいたしております。これらのねらいは、いろいろな運動遊びを体験をしたり、またそれを継続するということで体を動かす楽しさ、また自分の体を自分でコントロールすることができる成功感、達成感といったものを味わって、基礎的な運動能力を身につけ体力の向上を図るとともに、心身ともに健康な子供を育てるところにございます。

また、子供同士がほかのクラスの子や異年齢の子供たちの運動する姿というのを見ながら認め合い、励まし合ったり、時には励まされたりすることで非常に頑張っていて、できないこともまた挑戦をしていくというふうに、ともに成長していくことができる。そういう中で、子供たちの仲間としての連携というものも育っていくというふうに思っています。

これらの運動で保育所が感じている効果というのは、まず第一に子供たちの腕の力、足の力などが確実に強くなり、体力がついてきているということです。そして音楽に合わせて運動いたしますが、これでリズム感とか機敏性というものもついてきているようです。

議員がおっしゃいますように、朝のうちにしっかり体を動かすということで脳の活性化も図れるでしょうし、子供たちの意欲とか集中力も高まるものというふうに考えております。

町内の保育所では、このリズム運動だけでなく季節によって園庭でのマラソンとか、あるいはいろんな遊具での遊び、室内でのボール遊びやマット遊びなど、子供たちの年齢に合ったいろいろな運動遊びというものを積極的に取り入れております。このほか、天気のいいときには保育所周辺の散歩に出かけたり、自然に親しみながら体力づくりに取り組んでいるところです。以上です。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） この間、少し保育所に行きまして先生方にお話を聞いたんですけどね、クマさん歩きとか片足クマさんとか、それからカンガルー跳びとか長縄跳びとかカエル跳びとかカエルの一休みとか、それからワニさん歩きとかね、豚の丸焼きなんていうのもあるんだそうですね。

それでね、私は保育園は大学と同じぐらい大事だということを常々言ってるんです。この間、保育園の先生が言っておられましたが、今、問題を起こしております中国は保育園の先生と大学の先生と給料が一緒ぐらいだそうですね。それで、先ほど住民生活課長にちょっと調べてもらいました。亡くなる人の方がちょっと生まれる人の2.5倍ぐら

い。そんな状態で、やっぱり子供が、女性の方が子供が生まれるような社会をつくらんと、非常にこれからの子供さんたちには大変なことになるだろうと思う。

時間がありませんので、いろいろ用意してきたんですけどね、発達過程というのがある。おおむね6カ月未満、おおむね6カ月から1歳3カ月未満、おおむね1歳3カ月から2歳未満、おおむね2歳、おおむね3歳、おおむね4歳、おおむね5歳、おおむね6歳、このように分かれておるんだそうでした、それからこれも聞いたんですけども、学校の方にはカリキュラムがありますけどもね、保育所にはどんなものがあるんですかと言ったら、保育園は保育園なりにですね、保育課程、今、あれですな、保育所は幼児教育の施設ですか。それで保育課程ちゅうのがあって、年間計画というのがある、月案というのがある、週案というのがある、日案というのがあるんだそうですね。このように私が今言いました8つの課程の子供たちに、綿密な計画を立てながら教育委員会やいろいろな学校とか連携しながら、本当に子供たちはむだに生まれてきた子は一人もおらんと思うんですね。この子にもこの子にもこの子にもこの子にもこの子にも同じ光を与えて、立派な人間として生きてもらわなきゃいかんと思うんですね。その8段階に準じた保育所の計画はもちろんなされて、その中に運動遊びもあるんですか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの西山議員さんの御質問ですが、今おっしゃいましたように各保育園、保育所では非常に緻密な子供が育っていくためのいろいろな指針、その中で取り組んでいるいろんなプログラムというものを週に、月に、季節に応じて、また年齢によってつくっております。今おっしゃいましたとおりでございます。

運動もやはりその年齢に応じて、その月齢に応じていろいろな運動プログラムが考えられております。幼児期というのは、本当に生涯にわたって体を動かしていくいろいろなそのもとをつくる時期だというふうに思っておりますが大変大切な時期ですが、体力だけでなく、今、前頭葉の問題が出ましたけれども、そういう脳の活性化、精神的な面でも意欲とか気力とか挑戦心とか、そういうものをあわせて育てていく大切な時期だというふうに思っております。心優しくたくましい子供たちを育てるとというのが大山町の子供たちを育てる大きな目標ですので、それに沿って各園、各保育所が取り組んでいただいているというふうに思っております。（発言する者あり）

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、済みません。

議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 教育長より補足をさせていただきます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今、御質問いただいたそのとおりなんですけれども、この今

お話しになったことは新しい保育指針ってというのができまして、それは平成18年に教育基本法が変わりまして、幼児期の教育ってというのが新しい第11条に新しい項目として出てきたということを受けて、ここにありますように保育所の保育指針と幼稚園の教育要領というのが同時に改訂になった。その中で、今おっしゃいましたように、子供たちの心と体を育てていく、一番やっぱり体と心のバランスがとれるってというのが一番大事なんです。その中でも、特に幼児期の教育ってありますか、運動遊びってありますか、あるいは集中力ってありますか、そういうのは特に大事だという形で、保育の質と内容を高めていこうという形で新しい保育指針ができましたし、今さっきおっしゃいましたように今までは保育計画と言っておりましたのが保育課程とか、そういうだんだん学校教育に近づいてきているなという。御存じのように保育所ってというのは児童福祉施設ですので、若干そういう面では少なかったと思いますけど、それがだんだん教育基本法をもとにした中での教育の流れというのが入ってきたのかなというふうに考えております。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 生まれまして半年ぐらいたちますと、喃語というんですか、意味のわからない言葉、喃語というんだそうですけど、それから大きくなっていきまして、やっぱりあれですか、子供の最高の利益を考慮し、福祉の増進を図るのに最もふさわしい場所だというふうなこともその改正では出ておるんですか。

それで前頭葉というのは運動野プラス前頭前野だそうですね。この頭の中割ってみたこと、わかりませんが、4つぐらい大きな脳が分かれておるようですね。前頭葉とか頭頂葉とか後頭葉とか側頭葉。運動野、運動をつかさどる前頭前野、これが感情をコントロールするということだそうですけども、やっぱりこせこせしない子で伸び伸びと育つ。遊びの中から伸び伸びと育つ、このようなのが保育の目標ですか。伸び伸びとゆったりと育て、大きな人間になる。

今、私が思うですよ。今まく木の実後は後の大木だと。今の保育園の子供たちは、20年30年40年先には大きな大木になってほしいと思ってるわけです。皆さんもそうだと思いますね。そういうふうなことで、体を動かして脳を育て心育てると。そしてですね、全身を使って遊べる動ける体をつくる。それで、やはり目指す子供像というのは健康な心と体を育つ。そして、おおらかにそれを見守って育てていくという考え方ですか。決意のほどをお聞かせください。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいま議員さんがおっしゃいましたように、まさに体と心のバランスがとれて初めて健全な発達をしていきます。先ほども申し上げましたように、これは将来の人間をつくっていく本当に基礎の部分だというふうに思って

おります。人生の中で、今、非常に仲間同士とうまく連携がとれないというような子供たちが次第にふえてきております。これらもやはり子供の時代の群れ遊びが少なくなってきたということにもやはりかかわりもあるのではないだろうか。しっかりとした運動量、また運動のプログラムをしっかりと保証してあげて、そして本当に心も体もたくましい人間をつくっていくことが大山町が目指している保育園、保育所の子供たちの姿ではないだろうかというふうに思っておりますし、非常にその幼児期の教育が大切であるということは教育委員会のもとでさまざまな園を回らせていただいて、そしてさまざまな園で必死になって取り組んでくださっている保育士の皆さんの姿や、その中でも本当に元気いっぱい遊んでいる子供たちの姿を見るたびに、そういう思いを強く持っているところです。以上でございます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 教育委員会に幼児教育課があるちゅうのは県内でも珍しいし、全国的にも珍しいわけですね。その点で、もう少し時間がありますので、その成果がやっぱりあらわれておりますか。どちらか、よろしく。これで終わります。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。今の議員さんの質問は、本当に先日の教育委員会でも話が出ておりましたが、まさに成果があらわれとるというふうに思っております。それは教育長の方がお答えをいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。鳥取県で日野町あるいは江府町、智頭とか、どんどんそういったところがふえてきておりますというのは事実でございます。やっぱり実際にうちの保育士の先生方を見ておまして、教育長になってから4年間、学校の先生に負けない指導案とか計画案だとかというのがどの保育士の皆さんも書けます。そういう面で、そしてきょうよりかもあしたはもっとよにしようとか、いろいろな子供さんがおられますけれども、少しでもよくなっていくように毎日園長先生、所長さんを初めとして保育士の皆さんが一生懸命頑張っておるというのを御理解いただけたらと思います。ぜひ議員の皆さんでも町民の皆さんでも、運動遊びも含めて保育園に行ってみてやっていただきたい、そういうのが思いです。

○議員（17番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで西山富三郎君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時55分といたします。休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、2番、米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） はい、議長。

2番目で、午前中、私が最後になるかなというふうに思っておりますが、よろしくお願いたします。

それでは、通告書に従いまして2問質問させていただきます。

まず、冒頭にですが、1つ目、どうなる印刷工場、次の使い道はということで質問させていただいておりますが、実はこの問題につきましては、今、日本国じゅうで話題になっております尖閣諸島の領土問題におきまして、いろいろと取りざたされております。中国国内ではデモとか、それから日本企業が暴徒化した群衆の皆さんに危害を加えられるということがありますけども、私はそういったことの対抗するためにこの質問をすることではありません。私は、単純にこの企業の今後、またその施設の有効な使い道、これについて質問させていただくということをまず最初に述べさせていただきます。

旧光徳小学校の活用ということで、執行部は中国企業の誘致をしました。当初は23年4月に創業して「地域から雇用を」がうたい文句でした。うまくいけば工業団地に工場の増設などとも言っておられたはずですが、この企業の誘致に対しまして、町は水道の配管やもう一つ入っております誘致企業との間仕切りに800万円を支出したはずで

す。ところが、いつまでたっても印刷機材の搬入がされません。昨年12月の定例会におきまして、この中国企業の進出につきまして一般質問をさせていただきました。そのときはことし6月になるような答弁だったと思いますが、現在9月になります。いまだにその動きが見えてきません。契約不履行として返還させるべきではないかと思いますが、このような状況をどう思われますか。

今、町づくりの地区会議が各地で活動を始めています。光徳地区も、今後地区会議の拠点が必要になることが予想されます。この誘致話があった時期は、町長の持論であった集落が元気になれば活性化になるとまだ言っておられたことありまして、住民自治組織が地区ごとでまだ不完全な時期だったと思います。ですから、今現在、未来づくり戦略室が担当になっておりますが、今の状況とは全く違っていました。大山地区と違い、名和、中山地区には拠点となる施設、公民館がありません。体育館を含め今後の使用方法を地区会議にゆだねるべきと考えますが、以上2点、町長の考えを伺います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。米本議員より、どうなる印刷工場、次の使い道はということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、大山金龍株式会社の親会社でありますところの金龍プラスチック印刷有限公司と知事公邸におきまして進出協定を結びましたのが、平成23年の3月のことでした。それ以来、町は進出協定によりまして旧光徳小学校の改修工事などを行って、金龍プラスチックの会社は日本法人の設立など諸準備に着手されたところであります。

その後、急激な円高の進行、そういった要因などによりまして計画に大きな遅延が生じているということは、議員御指摘のとおりでございます。私も、このことについて大変憂慮いたしているところであります。

ただ、協定書には信義を重んじて誠実にこの協定を履行すると取り決めておるところでありまして、いわゆる紳士協定でございますので、計画の遅延のみをもって建物の賃貸借契約を一方的に解除していくということは、契約上困難であるのではというぐあいに認識いたしているところであります。

大山金龍株式会社からは、現状につきまして本年6月から国内での営業活動を開始しておられるところであり、工場については体育館の構造、強度などについての調査や塩害影響調査など、予想よりも時間を要しているために機械の設置に至っておらないというところございまして、来年の1月に終了予定の調査の結果を待って、稼働に向けた措置をとっていく予定であるという報告が参っているところであります。そういった状況にありますので、計画の遂行につきまして見守っていききたいというぐあいに考えているところであります。

次に、地区会議の役割についてでございますが、全町統一的に公共施設の利活用方法の検討を地区会議にゆだねるということではなく、それぞれの地区の地区会議の到達度や事業計画など、総合的に判断をしていくべきではないかなというぐあいに考えているところでございます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長、2番。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） それでは、先ほど町長も言われまして、ちょっとこの経過をもう一度確認させてもらいたいと思います。

体育館を使って印刷工場にということと、公社は製品の保管場所にさせてもらうというような話があったのは、これはたしか22年12月、最終区長会でまず最初にお話があった話ではなかったかなというふうに思います。それから、23年の2月に光徳地区の住民説明会がありましたけども、このときはまだそういったお話でなかったかと思えます。

で、そのときの住民の皆さんからの声はですけども、まず廃液は出ないかとか、それからおいととかそういったもの、騒音はどうかといったところが一応声として上がった

というふうに思っております。

ここからです、途中から話が変わったのは、ここではもう印刷はしないと。ここからはペレットから材料をつかって袋をつくる。それから、印刷はほかの場所ですというように、担当課の方からはペレットについての詳しい説明があったものと思っております。つまり、この変更のときのペレットからつくったということはだれから聞かれたのか。それから、今申しました経過につきまして間違いはなかったのか。この2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。詳細の経過についてでございます。担当より述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） まず、経過につきましてでございますけれども、先ほど米本議員さんが言われたとおりの経過をたどっての進出協定ということになっております。

なお、途中で印刷は当面先送りということになりましたのは、体育館の中に巨大な印刷機を収納することが不可能であるというようなことで、当面体育館ではいわゆる製袋機、プラスチックの原料からポリエチレン等の袋を製造するというところで、計画の変更につきまして協定を結んだということでございます。

だれから聞いたかということでございますので、金龍プラスチック有限公司の金社長の意向を日本側の窓口となっている方を通じて伺ったということになります。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長、2番。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） はい。経過はそのとおりだということを認めていただきました。

実は、私は8月の24日ですかね、ちょっと大山金龍さん、会社名を出しても、町長も言われますんで出しますけれども、聞き行きました。事務員さんが対応してくれましたが、実際に言われたのが、体育館が古くて直さないと使えない。それと、だからいつ操業できるかわからないというふうに言われたんですね。じゃ今、現在のお仕事は何をされてるんですかと言うと、営業活動をしておると。なら、その営業についてはどういったことをやっておられますかと言いますと、お聞きしますと、中国から輸入したものを日本法人としてそれを販売しとると言うことを言われたわけですね。ああ、そうですか、今まで、私も今製品ができないんでそういうふうにされてるかなというふうに思っておりましたが、実はまたこの9月に入りましてから再度伺って、今度は社長室長にお聞きしました。そのとき、今、町長にもあったようなことなんですけども、体育館の修

繕を今何か町と協議しとると。床が張ってあると振動があるんで、その振動についていろいろと問題がある。それで、それから議会の方にいろいろと聞かれるようなので、今、文書で出すようにしてますからということで、その11日ですか、この日には担当はいないんで、きょうかあすには文書を郵送かファクスでお知らせしますよということ言われたわけです。

私、思うんですけど、そのファクスとか文書で知らせていただいた内容というのが、今町長が言われた内容なのかどうなのか、その点についてお話を聞きたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。詳細について、担当より述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのお尋ねでございますけれども、従前から再三にわたりまして担当レベルでは日本人社員の方に、今どういうことで今後どうする、どうなるのかといったようなことを課題を整理していただいて、協議しようということをお願いしてきております。なかなかまとまった回答をいただくことができませんので文書をもって申し入れ、9月12日付でございましたけれども、担当あてに現状と今後の計画についてということでお返事をいただいたということでございます。

○議員（2番 米本 隆記君） 内容はこれですか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 内容につきましてでございますけれども、先ほど町長が答弁をさせていただきましたことは回答文書を要約したものでございますので、内容的にはそういうことでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、特に今後のスケジュールのところですが、営業活動は今後も引き続き実施する。工場稼働に必要な調査等を引き続き実施する。これら調査結果を踏まえた上で、工場稼働に向けた措置をとることとする。なお、調査終了は25年1月予定というふうな回答をいただいております。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長、2番。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） 先日、総務常任委員会でもこれ14日の日に伺ったんですね。このときも室長が対応されたんですけどね、その言われることと実際にこの内容が食い違いがあるんですね。

実は、出れない理由というのは何点かあるんですけど、まず今町長が冒頭に言われました、最初言われましたけど、円高になったと言われましたね。ところが、私、昨年12月に一般質問でこの問題を出させてもらっております。そのときにも、多分ですよ、

担当課なり行政、執行部の方からは金龍に対していつだったら出るかということは聞かれてるはずなんですよね。でなければ、6月という確実な話が出てこない。違います。私、そこがまず第一に不思議なんです。これについても後から教えてください、そう聞かれたのかどうなのか。

それから、この金龍の室長の言われる設計者を交えて話し合ったら床の強度とか耐震強度、それに問題があるからだめだと。これは最初の話では、床は取っ払ってしまって下にコンクリでも張ってするという話でしたね。これはだれと話をされたんですか。これ2つ目。

それから、もう1個、さっきもこの町長の答弁書にありましたけど、塩分を調査する。あそこは海に近いということは現場は見ておられるはずですね。それで計画を進めてこられた。なのに、今この状態ということはどういったことですか。現場を見ずに話だけでしたわけではないですね。現場を見ておられますね。どうですか、見ておられますね。それもあわせて、見ていてなぜこういった結論が出てくるのか。この3つ、教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。3つの質問について、担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまの3点でございます。

事業の創業予定等につきましては、大山金龍株式会社ということで日本法人が設立されました後は、代表権を持たれます日本側の専務取締役、この方を窓口にいろいろと伺っていた話ということになります。

そして、床に強度がどうのこうのといった部分は、現在おられます社長室長さんが一方的に言っていらっしゃることで、議員御指摘のとおり私どもは床は置けないので床をとってコンクリートで補強してということで、当初伺っておりました。

塩分の件も全く同様でありまして、現地をごらんになった上で了解をいただいたものということで、先ほど申しました課題を整理して話し合いましょうというのは、そういった一方的に言われている部分についてということでございます。

なお、本社の方から社長、日本法人のイ・リさんというんですか、社長さんに伺いまして、そういうことは社としては言っていないということでございますので、社長室長さんの個人的な感想ではなかったかというふうに今の議員さんの御質問を聞いて推察をしたところでございます。私どもにはそういう話は伺っておりません。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） ということはですね、この塩分濃度ということをもっと最

初から織り込み済みということですね、本社の方は。それから、その契約内容につきましては、大体体育館の改修は大山金龍さんの方が全面的にされるということでしたね。これは間違いありませんね。

であるならば、今、円高でなるって言われましたけども、それもこれは勝手に今、何ていいますか、室長が言っておられることということで答弁がありましたんで、十分に対応できるということですね。なのにそれができてない。6月と言われたのが9月になってもできない、また半年ほど延ばして来年の1月。では、これからまたそれから先になりますよ、また半年延ばしますよ、先には設置しますよと。これをずっと繰り返すんですか。

私は、何は何でもここを、何といえますかね、金龍さんの方から引き揚げてくださいますとは言いませんけども、ただ、こういった使い道、まだ地区の方で光徳地区にはそういった拠点になる施設も何にもありません。そういったところにやはりゆだねてみるというのも一つではないかなということはあるんですけど、こういったことで延ばされるのであればどんどん地区会議の方で使用方法並びにそういったことも含めてした方が、地区の方としても、またその話し合いの土台となる使用方法についてもいろいろとまた話がしやすいんじゃないかというふうに考えるわけで、この問題を提起しているわけです。その辺につきまして、来年の1月とかいうことでまた言われますけれども、本当にそうなったときにいつを最終的に考えて結論を出されるのか、町長にお尋ねしたいと思えます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。体育館の床の関係について、少し説明をさせていただきたいと思えますので、担当の方から、かかわっていた者の方から述べさせていただきたいと思えます。

それから、今の地区会議の活用ということへのお話もございました。地区会議、町内で10の町づくりの地区会議があり、それぞれがいろいろな今御協議をいただいているところでもあります。進捗度の進んでいるところ、それからこれからいろいろと協議していかうとしておられるところ、いろいろなスピードの速い、あるいはそうでないということもありますけれども、今御指摘のようにそれぞれの地区で町づくり、自分たちの広域的な地域としての課題を整理をしながら、取り組めるところから取り組んでいかうという動きが進んでおるところでございます。

なお、この旧光徳小学校の活用ということにつきましては、今現在御指摘の状況があるわけでありまして、さかのぼりますれば以前から町の遊休公共施設、いかにして利活用していくのかということが大きなテーマであり、議会の方からも御質問もいただいたりしております。たしか22年の3月あたりの一般質問でも、このことについてどういう考え方を持ってるかという御指摘、あるいはアドバイスや御指導もいただいた

と思っております。精いっぱい取り組んでいくというお答えをさせていただく中で御縁があり、このたびのこの印刷の会社の方の運びに結びついたと思っております。いろいろな経過の中でも議会の皆さんの方にも御説明をさせていただいたり、また地域の方にも出かけさせていただいたりして説明をさせていただき今日に至っている現状は、議員も御承知のことと思っております。そういった経過がございますので、そのことについてもひとつ御理解を願いたいと思います。

今、そういう状況の中で、大山金龍の会社の方の動きがなかなか見えてきていないと。だからそういった地域での施設利用に使うというお話でございますけども、やはりまずはもう少しこの状況を、先ほど最初の答弁で述べさせていただきましたように見守らせていただくことが肝要ではないのかなと思っております。本当に向こうの方がとても進展が進んでこないということがあるとするならば、それは議会の皆さんとまた御相談をさせていただいて、大きな決断をしなければならない場面はあろうと思っておりますけども、今の状況では工場稼働に向けた取り組みでおるということを担当課の方からも申し述べさせていただいたところでありますので、その状況を見守らせていただきたいと思っております。

円高という話がございます。一度円高が70円台から80円台に入って、少し緩んでくるのかなという動向がありましたけれども、またここ非常に厳しい70数円という状況が続いてきております。経済の世界でありますので、本当にどのような動きになってくるのか、そこは私どもの推察のできないところがございます。思いを持ってここにやってくるという強い決意をされた社長でございますので、その思いは今も変わらないと思っておりますけれども、いろいろな経済動向、円高等々の中で、あるいは私どもの掌中にできないところの中で今の状況にあるのかなと思ったりもするところであります。

施設の利用ということについてはやはり大きなテーマでありますので、そういったことを考えながら、またかんがみながら、議会の皆さんとも相談をさせていただく場面も出てくるとするならば、御意見を賜ることもあろうかなと思っておるところであります。

そういった状況にあるということでお答えにかえさせていただきたいと思ひますし、床の関係については少し誤解や、あるいは憶測があってもいけませんので、少し時間を賜りたいと思ひます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 体育館の床の件について説明させていただきたいと思ひます。

当初、床につきましては、そのままの状態でも可能であろうというふうな判断がありました。それから専門的な者が、設計業者さんが入られていかれた後につきましては、床の上に鉄板を敷いて下からジャッキアップをするというふうな方法も検討されましたが、最終的にやった段階で、機械の振動によって製品のむらができる可能性も捨て切れないということでのコンクリートを打ちたいというふうな協議が上がってきたというの

は事実でございますが、協定書を結ぶ段階ではジャッキアップという方法でやりたいというふうな話で進んできたところでございます。

かつ、塩害につきましては、塩の話というのは私がやりとりした間の中では一つも出てきておりませんでした。しかし、これが製品の中でいろいろ検査が必要ということで検討された結果、塩害の塩分の調査ということが必要になったのではないかというふうには推測しますけども、私がやりとりをしている間については塩分についての関係はございませんでした。以上です。

○議員（２番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（２番 米本 隆記君） さっき町長が円高のことも言われましたけど、ちょっと確認させてください。

先ほど、担当課の課長は円高は関係ないと、これは本社のあれだと言われたけど、どっちです。さっき質問したときに、円高の方は、これはだれが言うたか、現場の方のこれは今の室長の言われたことだというふうなことだというんですけど、町長は円高になつると、が原因だと言われます。これはどっちですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私の発言については、私の推測であります。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） はい。先ほどの３点のときの私の答弁につきまして、円高には触れていなかったように思います。以上です。

○議員（２番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（２番 米本 隆記君） ですから円高になってないということですから、私、最初に言ったですよ、これは社長室長に聞いた話でこうですけどどうですかという話を聞きましたんで、ですから１２月の答弁のときには円高は全然関係ないんですよ、もう６月にはこっちに来るということをきちっと言われたわけですから、それが今の段階でまた言われるということ自体がおかしな話でありましてね。ですから、その辺のところの話が町の行政側の方が把握される内容と、私たちが聞いてくる内容といいますかね、がずれがあるというか、その言われることに、大山金龍さんの方の言われることにずれが出てくる。ですからおかしいことが出てくるんですよ。

一番大事なのはね、今、塩分のことも言われましたけど、多分青島の工場、副町長も議会の代表も行かれましたけど、これ海のそばでなかったですか、工場は。違います。海じゃないです。ですから、私ね、あの辺、この塩分のことが出てくるということもおかしな話だと思っていますし、それと私こんなこと言って憶測で申しにくいんですけど

も、この前、大山金龍さんの方から社内の、何ていいますか、何ていいますかね、これ、パンフレットといいますか、これ総務の皆さんもらったんですけど、この中で事業内容については製造販売になってるんですね。製造販売なのに、まだここに来てない。輸入に頼ってやりますよということは、この説明書の中にもあります。安い中国でつくったものを輸入して、日本各地に販売するというのをうたってあるんですね。私ね、これは問題ちょっとあるんですけど、何か日本に輸入したものを拡販するための会社設立じゃないかなというふうに、疑っちゃいけないですけども、ここまで話がずれてくるとそういうふうには思わざるを得ないんです。

これを本当に、町長は1月と言っておられます。1月に結論を出すと。町長、一応任期は4月までです。本当にこれいつごろまでにきちっと検討されるのか。今の議員も、任期は来年の町長と同じで4月までです。きちっとこの辺のところをけじめとといいますか、結論を出されるのはいつごろにされるのかお伺いしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。まず、米本議員の方から現場の声ということで、社長室長とのやりとりをベースにしていろいろと御発言を今していただいております。そのことが大きなベースになっておることでもありますけれども、私どもの直接伺っている状況ではございません。そういったやりとりの中でのベースをこれからもやりとりをしていく中であるとするならば、私どもの方からも改めて社長室長の方に、こういった御発言があったけれども、本当にこの真意は何だろうかというような問いをさせていただくということも必要になってくるのかなと思っております。でもお互いの信頼関係ということは必要でありますので、お互いに誠意を持ってやりとりをしなければならないと思っておりますけれども、この指摘のようにこちらの方の発言と議員がおっしゃいますことと大きな大きな違いが出てくるということであるとするならば、その辺については私どもの方からもう一度尋ねていくということは必要かなと思っております。思いがすれ違ふということについては、大きな信頼関係にかかわっていくことでもありますので、まずそのことをお伝えをさせていただきたいと思っております。

それから、今後のことということでもありますけれども、これは企業の状況についてはそれぞれに経済活動をしておられる事業体であります。町でも既に企業の用地を取得していただいている企業もありますけれども、なかなかその実現に至っていない、工場建設に至っていないという現状も議員御承知のとおりであります。やはり企業との信頼関係やあるいは待つということについての大切さ、信頼関係、そのことを重視をしながら判断をしていかなければならないものだと思っております。判断をしていく本当に必要性があるときには、当然議会の皆さんの方と御協議をしながら進めていかなければならないと思っております。

任期のことのお話もございましたけれども、それとは関係なくこの動向を見守っていく

ということが今肝要ではないかと思っております。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長、答弁漏れ。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 青島の方に行きましたけども、光徳小学校ほど海に近い工場ではありません。もっと離れておりますので、余りに近いために塩素の方の心配、海水の方の心配をされておるのではないかというふうに推測をしております。

それから、販売を新たにするためではありません。既に私らが青島に行かせていただいた時点で、日本との取引が数億円ございました。ですから、事実として販売拡大は目指しておられるということはありませんけども、新規にというふうな考え方はなかったというふうに思っております。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） 先ほど町長が言われましたけど、誘致企業と大山金龍さんの件では話がだいぶ違うと思うんですね。誘致企業は工業用地を取得されて、それでまだ進出できないというのにも確かにあるかと思えます。ただ、金龍さんの場合ですね、安い価格でお貸ししております。たしか年間40万ぐらい、60万ですか、でしたかいね、だったと思いますけども、すごい安い価格でお貸ししているというふうに私は思っております。ですから、その辺でもしそれであるならば地区会議の方が使った方がいいかというふうに私は思ったわけでありまして。

そして、先ほど答弁書の中にあります来年1月に、もう一度聞きますよ、来年1月に調査が済むと言っておられますけども、私たち総務委員会が行きたときにはもうある程度具体的なところまで話が来ておりました。内容的にもお聞きしました。ですから、大体もう結論的なところはもう見えてるんじゃないかなというふうに思っております。本来来年1月にこういう調査結果を待って、ならそれからまた稼働に向けた措置をとるということになれば、そこからまた改修されるのか、いや、今はいけませんからちょっと待っていただきたいが始まるのか。どっちにしてもそれはわかりません。

では、先ほど町長は企業の都合もあるような話をされましたけども、ずっとこのままにされておかれるおつもりなのではないでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど申し上げましたように、ずっとこのままに置いてくという発言を今させていただきますつもりはございません。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） では、1月に結論が出ましたら早急にされるということ

で理解してよろしいですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 相手があることでありますので、事の状況を見守っていく中で議会の皆さんと判断をしていくということになるのではないかと考えております。

時期のことについては、今こうだということについては明確にお答えができる状況にはございません。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） どうも、町長のお考えはわかりました。これ以上やっても無理だと思いますので、2問目へ行かせていただきます。

町長に就任されてから約3年6カ月が過ぎました。トップとして大山町のかじ取りをしてこられました。その間、これはやりたかったということとか、これはできなかったということがあると思います。それはどのようなことですか。できなかったことがあれば、残り一応任期的にはあと7カ月ですが、何に重きを置いてされますでしょうか。

また、町長が町民に約束されましたこと、つまり選挙公約になりますけども、それはどうなりましたか。

それを踏まえて、町長は100点満点で自身にどのような点数をつけられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。米本議員より2つ目の質問であります行政を預かった自己評価はということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず先に、選挙の公約ということにつきましてから述べさせていただきたいと思っております。

私は、大山の恵み、また豊かな資源など、この財産を生かして未来を開いていく町づくり、そして安心と安全ということを基本として、住民の視点、そして現場の視点、そこに軸を置いて取り組んでいくということを掲げているところであります。そして選挙の広報には、選挙公報ということでは、元気なまち、安心・安全なまち、また財政的に安定したまちを目指して5つの柱を掲げているところでございます。一つは、1点目は多様な資源を生かすまち、2点目は元気な町民・職員のまち、3点目が子育てしやすいまち、4点目が高齢者が安心して過ごせるまち、そして5点目がひとにやさしく、安全・安定のまちであります。その諸事業を進めていき、この目標達成に向けて積極的に取り組んできたところであります。

次に、できなかったことと今後の取り組みということについてでございますが、特に

職員の元気ということがあります。就任間もない時期にごみ袋代金の紛失、これが発覚をしたこと以来、不祥事が起こる中、住民の皆様への信頼回復に向けて職員の行動の規範や、この厳守や再発防止への取り組み、また職員間のコミュニケーションづくり、あるいは事務ミス対策などの研修などを積極的に行って、職員の資質の向上や意識の改革に努めてまいったところでございます。

ただ、そのことによって職員が業務に対して萎縮してきているのではないのかと。あるいは職員のやる気向上のために能動的な意識へいかにすべきか、これが課題と受けとめております。

管理職との会やプロジェクトチームによる検討はたびたび行っているところでございますけれども、特に現場で頑張っている職員との懇談、意見交換、これは不足をしているのかなと思っております。私は、役場はやりがいのある職場であり、住民の皆さんに期待される職場であると確信をいたしております。意見交換を通してお互いの思いを共有し合い、職員提案の実現などやる気、元気な職員の町、そして住民の皆さんに信頼される役場、行政組織、これをつくっていかねばならないと考えております。

また、100点満点で幾らぐらいかということでございますけれども、これは本当に自己、自分自身が思うところであります。大まかなとらえ方として、80点ぐらいと思っております。

ただ、その取り組みが大きく成長して実を結んで、実りの段階に、その段階には至っていないというふうに認識をいたしているところであります。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） 今、町長はいろいろとできたこと、できなかったことを言われますけれども、できたこともあるかと思えます。一番町にとってよかったというのが、今の住宅改修助成ですか、これは琴浦町が最初に取り入れていったのを同僚議員が一般質問で持ち出してこれが事業化されたということですが、町内の事業者、また住民にとりまして町民にとりまして、これはいい事業をされたなと私は思っております。

ただ、その中でいい事業もありましたけど、実際に町長が言われておりました、公約の中でも言われました見直しますというふうに掲げられました5つの点でございます。

まず、その農産物加工所につきましてですけれども、これは町長がある程度利益が出ない、何かそのリスクがあるのでこれはちょっと問題だということで、一応見直しをするということ言われましたけれども、実際にはある程度めどが立ったので実行するということが実施されました。ところが、当初その計画で、当時の計画でありましたときに、民間委託ということで1,100万円ということがうたって計上してあったんですけども、実はそれ加工所ができた22、23年につきましては県の補助事業といいますか、これにつきまして、これがありまして加工所が運営できておりました。ところが、今回につ

きまして24年度はそれ以上のお金を、何ですかね、合併振興基金から出されておりますよね。めどが立ったというふうに言われましたけれども、それ以上のものを、町長が見直さないけんと言われました、その事業全体の1,100万のこれはおかしいじゃないかという以上のものを出さなければ事業ができない。こういったことについて、私、ちょっと認識的に町長どう思っておられるのか、まず1点この辺お聞きしたいと思います。

それともう1点、観光交流センターにつきましてですけども、観光交流センター、これにつきましては名和インターチェンジの立地条件の辺を、これを述べておられますけれども、町費投入によって継続的運営に不安があると。ですから、これを運営方法を経過を検証しながら見直すということで2点上げておられましたけれども、実際この見直しについて、私はどのようにされてったのかなというふうにちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。見直しということの中での加工所についてと、それから交流センターということについて御質問をいただきました。

加工所の事業についてのめどが立ったというところの中でありまして、当初の事業の計画、私が議員をしておりましたときの計画が地元の農産物を使う。それは当然ですけども、その中で1次加工を主体として業務あるいは学校給食に提供していくというようなこと。そしてもう一つは、製品としてはカレーだったと思いますけれども、そういったものを主力としてやっていく運営というような計画であったと思っております。非常にそういうベースであるとするならば、当然収支ということはもちろんですけども、雇用という面においても恒常的な形になるのかなという思いがありました。そうしたことを踏まえながら就任をさせていただき、担当課といろいろと意見交換をする中で今の製品となっていますところの肉製品を中心としたところの製品づくり、そしてそれを販売をしていく形の中で地元の産品を使っていく。

そして、肉製品をまず使っていきこうということの中のベースは、仕事をしゅんのものに左右されるということになりますとどうしても仕事があったりなかったり、計画性が立たないということもございます。雇用する中において、コンスタントに仕事が行っていける形づくり、それって何だろうなということの中で、今のベースの取り組みを一つの考え方として見直しをして進めた経過があります。

ただ、当初から申し上げておりますように、加工ということについては非常に厳しい状況、加工所の運営は厳しいということはお話を再々させていただいておるところであります。私も、勤めておったときの職員の時代に加工の製品をつくって販売をした経過がありますけれども、そのときにも話をしましたけれども、1年は珍しくて売れても2年3年、本当に売れていかない加工事業の厳しさということを話もさせていただきました。そういったことを踏まえながら内容の見直しをさせてもらって、取り組みを進めていく

という話をさせていただいたと思っております。

ただ、やはり事業をしていく中での収支、これは一つの経済活動でありますので、収支とんとんになれるような目標を目指していくということは大切でありますし、必要不可欠のことだと思っておりますけれども、なかなか今の現状の中ではそれに至っていない。今の職員も、そうしたことを目指して今一生懸命努力をしているところであります。

観光交流センターの運営方法ということについて記しておりますけれども、大きなものの中で特に大山町の商品を売っていくということの中ではありますけれども、それに類するいろいろな大山のものをやはり入れていかなければならないだろうというような考え方、今も単に地元の産品ということではなく、大山にかかわるものを陳列させていただいたりとしているものはあります。

そして、もう一つは運営ということの中です。当初、厨房、食堂関係の方で本当にこだわりを持って手をかけて食堂経営といいますか、やっておった経過がありますが、既に皆さんも御承知のように収支についてはなかなか厳しい状況があります。原価率も非常に高い状況がありました。そういったことを踏まえながら加工所が運営をしていくということですので、加工所のできたものをそちらの方でも販売をしていくというような形の中で、厨房、食堂事業の経営的な改善ということに変えていた経過はあります。ただ、そのことによって飽きられてしまう食堂ではいけないので、一つの今の状況を踏まえながら、職員等、今後の食材、食べ物の商品づくりということについては、鋭意研究したり開発していかなければならないと考えているところであります。以上です。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 済みません、御質問の中で若干誤解があるといけませんので、確認のために一言つけ加えさせていただければと思います。

議員の御質問の中で、公社に対する補助金の金額が示されましたけれども、これは公社の公益事業に対しますものも含まれた総額でございます。御質問の農産物処理加工施設、前年度委託料が決算額で2,142万円でございます。で、今年度はスキームを見直しまして補助金としておりまして、それに相当します試作品開発などに係る工場稼働費用としての補助金として940万円、研究開発費として254万円、販路開拓費、別の科目で従来は取り組んでたところでございますけれども、これに456万円ということで、総額にいたしましても1,650万円でございます。約500万円、25%ぐらいの前年に比ばして自助努力を公社の方にはお願いしているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） 時間がありませんので、それでは町長にちょっと最後に

お聞きしたいと思います。

町長は、町長就任のとき箱物行政をやっぴりやめていくんだということで言っておられました。箱物行政と言われる中で、私はつくられたあの当時、歩くプールはやめられました。ところが、この加工事業、農産物加工所、それから何と申しますか、名和の運動場の改修、そして大きなものとしましては山香荘の何と申しますかサッカー施設の取り組み、そのほか保育園、中山みどりですか、それから大山きゃらぼく保育園建てられました。

町長は、箱物から脱却してソフト重視に転換すると言っておられました。それで、町長が言う箱物とはどういったものを指して箱物と言われていたのか、これをお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。米本議員の方から、再々に箱物行政ということについての御質問をいただきました。以前からも重ねていただいておりますので、その考え方は以前と変わっておりません。施設の運営計画等々、これがしっかりと協議をなされ、進めていくに値する状況の計画であるということが一つの柱であるということは再々申し上げたところであります。

あわせて、誤解があるといけませんので述べさせていただきますけれども、討議資料という形の中でつくらせていただいておりますものの中で、箱物行政という項目がこの中にもございます。まさにおっしゃる文言はございます。

ただ、その中でここに明らかに明記させていただくことを述べさせていただき、御理解を賜りたいと思いますけれども、厳しい財政事情の現在、施設設置重視の行政から既存施設の有効活用、住民パワーの組織化などソフト重視に転換をするということをここに記させていただいております。必要な施設は、やはり保育園の建設もそうでございますけれども、させていただきながら、議会の御理解をいただきながら、取り組みを今日まで進めさせていただいたと思っております。

あわせて、山香荘の件もいろいろと本当に議論をいただきました。ただ、私の思う中には、ここにうたってございますように既存施設の有効活用ということも私の思いの中に一つあるということもこの場でお伝えをさせていただきたいと思っておりますし、あるものをいかによみがえらせていくか、そして大山町の大きなこれからの柱のテーマはやはり海あり山あり大地にすばらしい資源がある町です。たくさんの方がここに訪れてくれる、来てくれる、交流人口をふやしていく。そこからいろいろな将来に向けての魅力的な展開があると私は考えておりますし、議会の皆さんもそのことを御理解いただいて、山香荘の件も進んできたと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） もう一回、最後に聞きます。

町長は、福祉と健康づくりということもテーマに上げておられました。その中で私は聞きたいんですけど、実は障害者の方々についての福祉策、これについては町長はどういうふうに取り組んでこられましたのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 障害の方々との要望や御意見もいただいた経過があります。少し時間をいただいて課長から答えさせていただきたいと思いますが、施設の存続の関係等々があつていろいろと御意見、御要望をいただきました。担当課といろいろと話し合いをしながら、今そういった体制、御要望にこたえられる形で進んでいる案件もございまして、1つだけ紹介させていただきたいと思います。ほっとサロンの関係でございまして。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） ただいま町長から答弁がありましたところですが、障害をお持ちの方々、幾つか協議会なり団体をつくっておられます。そういった皆さん方との今回総会等を含めまして、町長あるいは私の方それぞれ出席をさせていただいて御要望をお聞きしたり、あるいは意見交換をさせていただいているところでございます。例えば身体障害者の福祉協会、また手をつなぐ育成会等、その他ございます。

そういった中で、町の施策に対する御要望、あるいは取り組みに対する御意見等お聞きしまして、個々御説明をさせてもらいましたり対応できるものを御要望を可能な限り反映させているということでございます。

先ほど、町長の答弁の中で施設の整備ということで申し上げましたことは、例えばでございまして、従来ありました障害者の作業所、新しい体系の中に23年度までに移行しなければいけないということがございました。そういった中で、具体的にはほっとサロン、作業所移行する中で活動の拠点として調理ができる施設を整備していきたいということがございまして、保健福祉センターだいせんの中の一室をそういった設備、厨房の施設に改良して使っていただけるというようなことを、これは事業そのものはホットサロンの方が県の事業を活用して、補助事業を活用して行っておられますけども、その施設の利用について特段の配慮をさせていただいて、御要望にこたえさせていただいたというようなこともございます。

その他、障害者自立支援法に基づく法的な義務づけのある事業等はもちろん行っておりますけども、単町の医療費助成を含め各種の単町の事業も行っておるところでございまして。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで米本隆記君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。休憩します。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（野口 俊明君） 一般質問を再開いたします。

次、7 番、近藤大介君。

○議員（7 番 近藤 大介君） はい。そうしましたら、通告に従いまして今回は 1 点、2 3 年度決算について全般的なことをお尋ねしていきたいと思っております。監査委員さんと、それから町長にお尋ねをいたします。

まず、監査委員さんに。今回の決算審査に当たり、監査委員さんの決算監査意見書、その中にですね、監査委員の指摘として、たび重なる職員の不祥事に対して行政に対する住民の信用、信頼が薄らぎつつあるという指摘がありました。この指摘は、大変厳しい重たいものだと思います。

改めて監査委員さんにお尋ねいたします。2 3 年度決算を審査されて、どのような所感を持たれたのか。

また、たび重なる不祥事の原因として、町職員のコミュニケーション不足を感じるという指摘をしておられます。そのように感じられる根拠はどんなものなのか。この点、代表監査委員の松本さんにお尋ねしたいと思います。

次に、町長に対してですが、そもそも決算、自治体の決算全般に関してでございますが、決算の意義についてどのように考えておられますか。

次、2 3 年度決算について、全般的にどのように御自分で評価しておられますか。

最後に、今回監査委員さんから町の行政に対して、その他何点が厳しい指摘がされております。それらの指摘事項について、どのように受けとめておられますか。以上について、お答えをお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 代表監査委員、松本正博君。

○代表監査委員（松本 正博君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 松本監査委員。

○代表監査委員（松本 正博君） はい。ただいま近藤議員さんの方から質問をいただいたわけではありますが、決算審査の意見中、行政に対する住民の信用、信頼は薄らぎつつあるとの指摘は重い。改めて 2 3 年度決算を審査されてどのような所感を持たれたか。また、町職員のコミュニケーション不足を感じる根拠はという近藤議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成 2 1 年度に発覚しました大山支所のごみ袋代金紛失事件以降、さまざまな俗に言います不祥事と言われる案件が連鎖的に発生をしております。その対策としまして、大

山町職員コンプライアンス行動指針の徹底や各種研修会の開催、管理職の皆さんにより
ますプロジェクトチームの立ち上げなど防止に努められてきたものの、23年度におき
ましても医療機関への健診委託料の未払いや水道料の賦課誤り、年金特別徴収された町
県民税の調定漏れ、長期にわたる中学校給食代の私的な立てかえなど、民間の事業者や
町民の皆様に変な迷惑をおかけする案件が多く発生いたしておりますので、率直な感想
を決算審査意見として述べさせていただいたところであります。

また、職員のコミュニケーション不足を感じる根拠はということではありますが、先ほ
ど申し上げました事例の中にも組織として点検、チェックなり上司と職員との意思疎通
が図られていたなら、未然に防止できた案件が多くあったのではないかと思ったところ
でありまして、監査委員としましてはまことに残念に思っております。

さらに、徴収対策の中でも関係各課の連携や情報の共有化が図られていない実情が散
見されましたので、このことも意見として述べさせていただいたところであります。以
上であります。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは、私の方から近藤議員の2番目、3番目、4番目の御
質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、決算の意義について、どのように考えているかという質問についてでございま
す。

行政における決算とは、1会計年度の歳入歳出予算の執行の結果を計数的にあらわし
て、住民の皆さんにその内容をお知らせするためのものだと思っております。予算はそ
の年度の事業を進めるための収入支出の予定、また見積もりでございまして、事業を進め
ていく中で予算どおりに進む場合もございますし、経済的、社会的な事情の変化に伴い
必ずしも予算どおりに執行できない場面もございます。決算は、そのような諸事情のも
とに執行された実績をあらわしたものでございまして、1会計年度が終了しまとめられた
決算は、予算に比較をして実際の支出はどのようになっているのか、予算の目的どおり
執行されているのか、その効果を十分発揮できているのかなど検討することで、財政運
営の適否、今後の財政計画の重要な資料になるものと考えております。

次に、3点目の23年度決算についてどのように評価をしているかということについ
てでございまして。

昨今の厳しい経済不況の中、町税を初めとする自主財源が伸び悩む中で、国の地方財
政計画の交付税総枠がふえたことにより、普通交付税の収入が52億3,789万2,000
円ございました。これは平成18年度の新型交付税施行時の約42億円から約10億
円増加をいたしてあり、合併後最高額となりました。また、国からの100%交付金で
ございまして、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、これらを活用す

ることにより、財政調整基金などを取り崩すことなく円滑な事業実施をすることができたと思っております。

全会計を見ましても、赤字決算となった会計はなく、実質公債費比率や将来負担比率につきましても国の早期健全化基準を超えるものはございません。そういったことから、平成23年度は健全な財政運営ができたと評価いたしております。

しかし、一般会計で見ますと、自主財源収入がわずかに約21%しかございませんので、国や県からの補助金や交付税に左右される不安定な状況であるということがうかがえます。国も厳しい財政の運営となってきておりますので、平成23年度のような交付税枠の増や、一過性の100%交付金を創設するようなことは今後難しいのではないかなど考えるところであります。

23年度の結果に甘えることなく、目前に迫った合併算定がえの漸減措置への対応を踏まえた財政運営をしていく必要があると考えております。

4点目の、監査委員さんの指摘事項をどう受けとめているかということについてでございます。

監査委員さんからは、4点の御指摘をいただいております。1点目は、職員の違法行為、信用失墜行為により行政に対する住民の信用、信頼が薄らぎつつあるということ。また、コミュニケーションのとりやすい環境整備をという御指摘。2点目は、町税、国民健康保険税、住宅新築資金等貸付金などの未収金の対応に関すること。3点目は、遊休施設の活用や遊休地の売却、利用価値があるにもかかわらず利用が少ない施設の活用策など、土地、施設などの利活用に関することであります。4点目は、大山診療所の今後の運営方針についてでございました。監査委員さんからのこれらの御指摘につきましては、非常に重く受けとめております。

まず、1点目の御指摘でございますが、職員の不適切な行為の原因につきましては、個人のモラルにかかわる部分もあろうかと思っておりますけれども、事務的な基礎知識の不足や職場内の報告、連絡、相談が十分できていない状況もあるのではないかと考えております。ことしの不祥事を受けとめ、事務改善について工程表を作成をし、事務的な改善、支払い事務や契約に関する基礎的な研修、意識改革に関する研修などを実施をし、また職場内でのコミュニケーションの改善についても検討を進めているところでございます。

2点目の御指摘の未収金に関してでございますが、本町の財政状況に非常に大きな影響のある問題であると考えております。これまでも未収金対策につきましては税務課滞納対策室を中心に大山町未収金徴収対策会議を開催をして、効果的な徴収対策を進めてきたところでございますが、昨今の厳しい経済情勢の中でなかなか徴収が進んでいないということも事実でございます。監査委員さんからの御指摘を受け、改めて滞納対策室と各課の連携等について検討を進めているところでございまして、一層の実効ある滞納対策を進めたいと考えております。

3点目の遊休地、遊休施設の取り扱いにつきましては、これまでも議会とも御相談を

しながら利活用、処分などにつきまして対応を進めているところでございますが、ことしの3月に保育所の統合によりまして5つの保育所が廃園となりました。その利活用につきましては、まずまちづくり委員会地区会議に御検討をいただいているところでございます。

今後も保育所統合などで遊休施設が生じますので、その活用、処分につきましては十分検討しながら対応してまいりたいと考えているところであります。

また、利用実績の少ない施設で観光資源になるものにつきましては、改めて利用の方法を検討していきたいと考えております。

4点目の大山診療所につきましては、固定医の確保が難航している現状について御指摘をいただいております。これまでも議会の一般質問などで同様な質問をいただいておりますが、大山診療所は大山地区の医療拠点として非常に重要な施設でございます。そのため、固定医の確保は診療所の運営を安定した形で継続させていくために最も重要な課題であると認識いたしているところでございます。監査委員さんの御指摘も真摯に受けとめさせていただきながら、現状におきましてはまず固定医の確保、これについて最大限努力をしてまいりたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 再質問させていただきます。

まず、改めて松本監査委員に1点お尋ねしたいと思うんですけれども、監査委員さんなり町長の方からも答弁があったんですけれども、平成21年に大山支所でごみ袋代金の紛失が発覚して以来、毎年毎年職員の不祥事、不適切な事務が発覚いたしております。このことに関して、監査委員さんは昨年もおとどしも監査報告の中で、このままじゃ大山町役場に対する住民の信頼が失われるぞと、法令遵守をしっかりとしなさいと何度も指摘しておられるところでございます。

また、滞納対策、これについても、これこそ本当に合併以来毎年毎年ちゃんとやれと指摘されているところでございます。滞納対策については、いつか職員さんの頑張りの成果も出てよくなってきたかなと思っておったら、また近年ちょっとおかしなことになってきていると感じます。

監査委員さんの指摘を受けて、町長の考えはどうだという質問を今させていただいたんですけれども、言葉では非常に重く受けとめるということがありましたが、答弁を聞いておりますと何かよその団体で起きとる事件かいやと、非常に他人事のような答弁に感じました。そこには、何度も何度も同じことを指摘されているのに、十分なことができずに申しわけありませんという反省の姿勢は感じるできませんでした。

監査委員さんにお尋ねします。同じことを何度も何度も指摘される中で、もっとしっかりやってごせやいというお気持ちも、お怒りに似た気持ちもあるんじゃないかと思う

んですけど、そのあたり。簡単で結構です、御所見をお願いいたします。

○代表監査委員（松本 正博君） 議長、監査委員。

○議長（野口 俊明君） 松本代表監査委員。

○代表監査委員（松本 正博君） ただいまの近藤議員さんの御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思いますが、やはり不祥事が起きましてマスコミ等で取り上げられたり、それから先ほども申し上げましたけれども、民間の事業者の方なり住民の方に迷惑がかかるような事案が起きるということは、やはりどうしても住民の皆様からの信用なり信頼は薄らいでくるではなかろうかと思うところであります。

先ほども、この問題に関しましては近藤議員さんの方からも21年度からというふうにお話がありましたが、21年度からこれ毎年のように指摘はさせていただいておるところでありまして、執行部の方におかれましてはこの対策なり改善策につきまして真剣に取り組んでいただいているところでありまして、部分的には改善に至っておるといふうに受け取っておるところもありますが、やはり先ほどもありましたように毎年のようにこういうことが起こっておりまして、なかなか全体的な改善には至っていないというふうに感じておるところであります。

それで決算審査意見書の中にも書かせてもらっておりましたが、やはり職場の中におきまして、これはすべての方がということではありませんけれども、やはり報告なり連絡、相談といったような体制もしっかりとつくっていただきまして、コミュニケーションも高めていただきということも大切だろうと思いますし、また午前中の町長さんの答弁の中にもございましたけれども、やはり現場の職員の方と対話をされるということも大変大切なことではなかろうかなと思っておるところであります。

現在、改善につきましての取り組みの検討も行われているところありますので、早急に住民の皆様から信用や信頼が高まっていくような組織としていただきたいと思うところであります。以上であります。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 毎年毎年、本当に職員の不祥事が立て続けに起こっている。そのこと自体も本当に大きな問題なんですけれども、今も監査委員さんの方から指摘がありました。大山町役場の職員みずからが、全体の奉仕者としての自覚が足りてないのではないかと。その中で、職員同士の報告、連絡、相談といったコミュニケーションが不足しているのではないかと指摘があります。大山町は、一般会計と特別会計と合わせて183億円の会計を持ついわば立派な大人の組織です。そこに決算報告の中で職員同士のコミュニケーションをちゃんとしなさいと、まるで子供のしつけをするような指摘をわざわざされなければならない。これは非常に情けないことではないですか。

森田町長、そのことについてどのように感じられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど来、監査委員からもお話がございました。21年度から重なる不祥事、非常に残念でありますし、住民の皆さんに本当に信頼等を欠くこのことを反省をし、またその取り組みに対して信頼をしっかりと回復していく取り組みとして、一つ一つ取り組んできたところであります。

しかし、今日にもまだこの不祥事が続いているということについて非常に残念な思いがありますし、その原因について6月にも議会の中でも述べさせていただきましたけれども、先ほども少し触れていただきましたようにその事案事案の対応ではなく、全体としての改善、対応していかなければならないということで、今その取り組みを続けてきているという状況にあります。この案件については、本当にその住民の皆さんの信頼を損ねている現状、一日でも早く回復をしていくことに結びつけていきたいと考えているところであります。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 開口一番、このような状態が起きることが残念だということからまず発言されるわけで、その点が本当に私、町長、組織を預かるトップとして、十分にこの問題を認識していらっしゃるのかなというのがまあ非常に疑問に感じるところでございます。

再質問の監査委員さんの指摘の中でも、町長自身をもっと現場の職員とそのコミュニケーションをとるべきではないかという指摘もありました。聞くところによりますと、町長は管理職を集めた会議で部下や出先機関としっかりコミュニケーションをとるようにと指示しておられるようですけれども、そこで私は全員の皆さんじゃないですけども、何人かの課長さんにお尋ねしました。そもそも課長と部下のコミュニケーション云々をする前に、町長と課長のコミュニケーションはちゃんととれてるんですかとお尋ねしました。たまには、おお、何とか課長、元気にしとうかやと、最近元気がないだないかと。何か心配事でもないかとか、声をかけてもらったりされますかと。何とか課長、一仕事終わったし、ちょっとたまには飲みになと行かか、そういうコミュニケーションはありますかと聞いたところ、そういうことは全くないと、ほとんどないというのが大体聞いた範囲で皆さんの答弁でした。どの課長も、大体町長とコミュニケーションをとるのは仕事の事務的なことだけだとおっしゃいました。

また、出先機関の普通の職員さんにもお尋ねします。たまには町長、その本庁舎以外の支所、出先機関、来られますかと聞くと、会議で来られることはありますけれども、たまにふらっとやってきて、どげしとう、どんな、そういう会話は、コミュニケーションは全くないと、ほとんどないとおっしゃっておられました。

午前中の一般質問の中で、町長、再三再四現場主義ということをおっしゃっておられますけども、「隗より始めよ」という言葉があります。課長にあれせえこれせえと指示

を出す前に、まず森田町長が率先して管理職とコミュニケーションをとる。若い職員さんらとコミュニケーションをとる。そういうことが満足にできないのに、組織の統率が図られるとお考えでしょうか。この点。

あ、時間もあれですからもう全部言ってしまいます。

その不祥事、ミスが続くということに関してですけれども、一体どげんなっとうだ、大山町役場は。こういう声を住民さんから聞きます。私も職員さんに、一体どげなのと聞くことがあります。中には、正直に今の様子を語ってくださる職員さんもあります。結構今の事務の進め方はずさんですと。忙しいと、つついいいかげんな報告書を書いてしまうことがありますと。まあでも、どうせこのままチェックなしで返ってくるだろうと思ってたら、やっぱりチェックされずに返ってきたと。ああ、こんなもんなんだなと思ったと言われた職員がありました。

それから、ある職員は、町長が施策に関して何を考えておられるのかよくわかりませんという職員もありました。こういう職員は実は結構多いです。で、町長の考えがわからんなら聞きに行きゃええが、聞きに行ったらどうですかと言いますと、いや、変なことを言うと怒られるですわというやなことを言われる職員さんもいました。

また、ある職員は、私に対してこういう事業を新しくやってみたいと思うんですと、どう思われますかと言った職員がいます。非常にいいアイデアだと思いました。ええがな、それやりなよ、町長に提案しなよと勧めたところ、いや、今の町長に言ってもむだですわって答えました。

また、ある職員は、課内である事業をだんだんと積み上げていって、町長とも相談しながら積み上げていったところ、もうちょっとでその事業が、何というんですか、進むと、進み出すというところで町長の方針が急に変わって、せっかく積み上げてきた事業が台なしになったといったことを言われた職員もありました。

また、ある職員は、担当課と事前の下話もなく町長が県と直接話をして、これ、この事業をすることになったけんな、あと頼むぞとぼんと出されて非常に困ったと。

そういったことの一つ一つ、その職員の資質向上の研修云々をする以前に、もっと考えなければならないことがあるように外からは見えるんですけども、町長、どのように感じられますでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほどの近藤議員の質問を伺いますと、いかにもずさんに運営をしているなというようなとらえ方での発言を受けとめさせてもらって、本当に管理職職員がそこまで思いを持って述べたことなのかなと思っております。私は、逆に管理職には特に現場で仕事をしている者の思いや行動は現場の声として、あるいはアイデアとして出てくる、それをしっかり上げてきてもらいたいということを重ねて話した経過もあります。そういったことと比べれば、先ほどの御指摘のお話の部分、どうし

てこういうことになっているのかなというぐあいに思うところであります。

新しい事業のアイデア、町長がむだだということをおっしゃったということでありましてけれども、本当にそれは何だったのかなという逆に聞きたい思いがあります。もしそれがあったとするならば、よほどの理由があると私は思っております。職員に、一生懸命汗をかいて出てきた起案に対してはやはり責任を持って、管理職もそうですけれども、判断をしていかなければならないと思っておりますので、そう簡単にこういった簡単な軽率な判断の中でのやりとりがあったとは思っておりません。

いろいろなお話をさせていただきました。職員との姿勢、管理職の姿勢、議員と話をされてこういうことがどんどん出てくるということ自体、やはり私自身のこの精進も含めて取り組んでいくことのもっともっと深く、そしてみんなでやっていかなければならないというところだなと思っております。

米本議員の中でもお話ししましたように、十分できてなかったことの反省を踏まえて、各課の職員と意見交換をする場を進めていくということも、先般三役あるいはこのことについて協議検討していくメンバーの中で話も出させていただいたところでもあります。御指摘の点について真摯に受けとめ反省をさせていただきながら、不足している部分について職員との意見交換等を進めていきたいなと思っております。

飲みニケーションという部分については、個々それぞれいろいろな感じがありますので、そこに踏み込むことがいいのかなと思いますけれども、個々の職員の中ですべての職員にそのような対応は当然できないと思っておりますけれども、できるところからはやっているつもりであります。議員が聞かれた方々のところには、そういった対応をしてなかったのかなというぐあいには思うところもあります。御指摘を受けながら、今この不祥事の案件については特に監査委員さんの御指摘もいただいておりますし、6月の議会の中でも改めて反省の弁を述べさせていただき、また予算化のお願いもさせていただき、ただ、それだけでは十分ではありません。いろいろな取り組みをいたしているところでもあります。

一つは、事務ミス、支払い事務の各課の徹底的な検証、見直ししております。また、管理職の、あるいは管理体制の強化という視点の中で、管理職を中心にチームをつくって答申を出していただきまして、さらにそれを踏まえて課長補佐級での会合や一般の職員の中での意見交換、管理体制は本当にこれでいいのかということもしていこうということでもあります。また、モチベーション意識の改革ということについても、その取り組みを進めているところでもあります。監査委員さんにも、その工程表を見ていただいたりしているところと思っております。一つ一つを着実に進めていくということと同時に、すべての職員に同じレベルの意識づけに何とか持っていくべき努力をしまいたいと思っております。

私は、9割の職員は本当に一生懸命この意識を持ち、取り組みをしておると思っておりますけれども、その中でもどうしても個性の中で、資質の中で至っていないものがある

のかなという感じを持っております。それは緊張感ということもしかりであります。そういうことを、職員の同じ意識の中で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） そもそもがです、毎年毎年毎年不祥事が起きている。毎年毎年毎年指摘されている事務が改善されていない。私は、そこから質問をさせていただいているんです。それに答える答弁、町長の答弁がですよ、その言いわけから始まっている。最後に御指摘の点は真摯に受けとめると。最後にね、申しわけ程度につけ足されても全然心に響かんわけですわ。同じような答弁は去年もされた、おとどしもされた。なのに起こっている。そのことに対して、私はもちろん住民の皆さんも怒っているわけですわ。それに対して結果が出せてないということに対して、本来であればまずは平身低頭謝罪されるるところから始めるのが筋だと私は思いますが、長く言っても始まりませんから次に行きますけれども、決算全般ということでもう少しお尋ねするわけですが、我々議員は9月定例議会初日の大体5日ぐらい前に議案をいただくわけですが。一応持ってきました。住民の皆さんにも見ていただこうかと思つて。決算関連だけで、こんだけの資料をいただくわけですが。（資料を提示）これを見ながら、23年度、大山町は180億円の税金を使いながら一体どれだけの行政サービスを生み出したのか。事業は効率的に実施されたか。効果的な成果があったか。当然、公平公正に行われたか。それ以前に、正しく法律にのっとって行われたかということもあるわけですが、そんなものは議論以前の話であつて、そのあたりは監査委員さんがしっかりチェックしておられるわけですから、我々はそういうどれだけの効果が出たのかということを見るわけですが、たった数日でこっだけチェックせないけんわけですわ。

ちなみに、これある企業の決算公表資料です。何か一つのものをつくっている会社よりも幅広くやってるところがいいだろうと思つて、一応三菱商事の2011年度決算の資料を持ってきたわけですが。大山町も農業のこともあれば福祉のこともあれば教育のこともあるわけですが、民間企業の大手商社もやはり同じようにエネルギー資源の開発、あるいは耕作機械の販売、食料品の流通、医療、介護、非常にさまざまな事業をされるわけですが、しかも三菱商事、年商が20兆円です。大山町の会計規模に比べて1,000倍、それだけの事業をやっている企業の決算公表資料が大体このぐらいですよ。決算審査資料、ねえ。決算書以外に決算資料がこっだけ。（資料を提示）

これは何かと。正直言つて、これだけ決算審査資料を読み込んでも、平成23年度、大山町がどういう事業に力を入れてどういう成果があったのか、正直さっぱりわかりません。参考までに、何人かの課長にはわかると思つて聞いていたら、いや、自分の担当課のことで手いっぱいですわと。よその課が何をやってるかまでは見る暇もありませんと言つてました。

町長にお尋ねします。済みません、長々しゃべった割に簡潔にお答えいただきたいん

ですけれども、これだけの分厚い資料を読んで、昨年度大山町が一体どういう事業をしてどういう成果が上がったのか、一般の住民が理解できると思いますか。そもそもあなた御自身が理解していらっしゃいますか。簡潔に済みませんが答弁をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 現在の資料については、後から担当課長の方からも少し述べさせていただきますけれども、行政としての決算書、そうした様式に沿って報告をさせていただいておるとい状況もあります。事業報告あるいは内容等についても、説明をさせていただいたりしておるところはありますけれども、民間企業あるいはそういった目的を持っての資料作成ということには至っていないというぐあいに思っているところがあります。

それから、先ほど不祥事の関係の中で少し……。

○議員（7番 近藤 大介君） その点については答弁を求めています。時間がないですから次に行きます。

○町長（森田 増範君） 毎年のミスということについての指摘を受けまして、このことについては、私は合併をして3つの町が集まってからの事務事業等々を進めていく中での取り組みの中で、欠けていた部分もあったりしているのではないかと考えております。たび重なる職員の異動ということもありました。そういったことを踏まえて……。

○議員（7番 近藤 大介君） 言いわけを求めています、答弁は結構です。

○町長（森田 増範君） 言いわけではございません。そういう状況を踏まえて、いまい一度徹底をしてすべての全課の事務の支払いの状況や管理体制、そういったものを今徹底をして、全体的に進めているということでもあります。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいま近藤議員から御質問のありました決算審査、決算書等が非常に厚いということでございますけれども、住民の皆様の中を詳しく見ていただいでわかりやすいようにということで、現在のものをつくっているというふうに考えております。

概要につきましては、別途概要版をつくりまして主な事業等を書いておりますので、それを見ていただくためにその詳しい決算書を出してお配りしているということでありますので、これを1枚2枚のペーパーにすれば逆に何をしているのかが実はわかりにくくなってしまわないかなというふうに考えております。

今のものがわかりにくくて、もっと簡略なものがわかりやすいということを議会の方で御提案いただければ、その方向でまた検討はしたいというふうに思います。以上です。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 様式に沿ってやってるってまあ町長言われたんですけど、様式に沿ってやっているのはあくまで決算書の方であって、私が言いたいのは決算に対しての資料なわけですよ。実際に議員が中心になって見る資料、概要版というやなこととも言われましたけど、概要版はまた別にあるわけです。そうすると、議員は分厚い決算書も見ながら、分厚い決算資料も見ながら、場合によっては概要版も見ざるを得ない。あれ見ながら、これ見ながらなわけです。

結局それで議員が理解できるか、住民が理解できるか。その点に対しての配慮ということについては余り踏み込んだ答弁はなかったわけですけども、やはりね、普通の住民さんが見てわかるようなもんじゃないと私はいけないと思うんです。専門的な知識がある人間だけが理解してもしようがないんです。それがやはり住民目線ということじゃないでしょうか。去年までこげしとうけん、ことしも同じやにしてする。そこに住民の視点って本当にあるんでしょうか。180億という非常に大きい、全部が全部税金じゃないですけども、住民の皆さんからいただくお金を使って事業をした。その成果についてはこうですとしっかりときちんと説明をできるような資料でなければ、私は意味がないと思います。そういう意味で、住民の目線に立ってこうした資料ができていると、作成されていると町長お考えですか。答弁をお願いします。簡単をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員の御発言は、近藤議員なりの視点での御発言、御質問かなと思っております。この分厚い決算書、一般会計、特別会計ございますけれども、それをすべて網羅をした詳しい内容の資料であります。住民の代表であります議会の議員の皆さんにこの9月の定例議会、決算議会とも称します。20日間にも及びます長い期間であります。各常任委員会でその内容を時間をかけて詳しく担当課より説明を申し上げ、議員の皆さんからも細かな質問をいただき、その内容について理解をしていただき、決算についての特別委員会で報告をいただくということであろうと思っております。それだけこの資料は細かく皆さんにお示しをさせていただいている内容でありますし、その場は皆さんの特別委員会あるいは各常任委員会で詳しく詳しく説明をさせていただく。それは住民の代表である議員の皆さんにまず理解をしていただき、承知をしていただき、議決をしていただくということでございます。議決をしていただくということがこの決算についてのまず理解をしていただき、承認していただくということですので、まずはそれにふさわしい内容のものをつくらせていただき、今のものがあると思っております。

ただ、御指摘の中で改善することがあれば、あるいは議会の皆さんとの協議の中でそういった案件、提案、相談をお互いにさせてもらえたらなと思うところでもあります。近藤議員の視点として、御意見として預らせていただきたいと思います。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 結局のところね、23年度一体大山町はどれだけの行政サービスを住民に対して提供したか。住民に対して伝えなければならないことは何なのか。それがこの決算書からは何も見えてこないんです。ただ無機質な数字がいっぱい並んでいるだけ。4億も5億もかけた事業もあれば、2,000円、3,000円の事業もあったりする。金額が少ないからどうでもいいということではないですし、金額が大きいから大事な事業だということではありません。その中で、特に23年度の成果として住民の皆さんに伝えなければならないことは一体何なのか。それが私はこの資料からは全く見えてきません。ある意味、大山町役場の思いが伝わってこない。

時間もありませんから、最後にお尋ねいたします。23年度予算ですね、昨年3月、町長は180億円使ってこういう事業をするんだという説明をしておられます。その中から、私が幾つかこれ大事だなと思うところを上げますので、それについての成果が一体どうだったのか簡潔にお答えいただきたいと思います。

まず、23年度、イの一番に町長が言われたのは、徹底した行財政改革を推進するということでした。その成果は一体何ですか。

次、定住化による人口増加対策を推進すると言われました。どのような成果がありましたか。

それから、医療、福祉の関係です。子育て支援の一環として、いろんな予防に関しての助成、これ一生懸命頑張っておられました。それはそれで私、一つ成果だと思いますけれども、ただ、この分野ではやはり今一番大事なところは、ふえ続ける医療費、介護の負担、これについてどう抑制していくか、ここがやはり大きい課題だと思います。これについて、一体どのような成果があったのでしょうか。

最後に、集落の健康診断に関してですが、町長は政策の1丁目1番地的にですね、まずは集落からのまちづくりということをおっしゃられて、当初は一、二年中に集落の健康診断を終わらせるような勢いでの発言もあったんですが、実際に昨年されたのは160を超える集落のうち実施ができたのは11集落でした。今現在、過去3カ年を振り返ってもまだ60集落程度、3分の1をちょっと過ぎたぐらいでございます。

関連して、行政の懇談会、住民目線ということで町民とひざを交えながら行政を進めるとおっしゃった割には、行政懇談会も昨年は14集落しかやっておられません。過去3年間合わせても50集落程度ということで、全体の3分の1にもなっていないというふうに感じるわけですが、これについて成果の自己評価はどうかと。

以上、お尋ねいたしたいと思うんですが、すべて本当に町の主要施策として町長が予算の説明のときに言われた事業ばかりでございます。町長の口から、こういうことをやったということでは、そういうことは要りません。どういう成果が上がったのかということをお尋ねしたいと思っております。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。まず、近藤議員の方から、資料の中から成果が見えてこないというお話がございました。

決算書とは別に、この決算審査資料というのがございます。近藤議員も職員でございましたので、そのことについては既に周知の上での御発言かなと思いますけれども、ここに各課のそれぞれが担当しております諸事業、羅列、整理をさせてもらっております。そして施策の実施の状況、あるいは金額、そして施策の成果というものですべての課が一生懸命まとめ上げたものがここにございます。これも含めて、委員会で一生懸命説明をさせていただいておるという状況でございますので、近藤議員としての視点での御質問ということではあろうかなと思いますけれども、余りにも発言が、こういった一生懸命やっております成果の資料等々を余りにも無視しておられるような感じをいたしましたので、この時間をいただいてまずこの成果ということについて述べさせていただきたいと思ひますし、これを見ていただくことによつてのそれぞれの事業の状況、22年度、23年度のもので把握していただけるものと思ひております。

それぞれの視点についての御質問がございました。

失礼しました。集落の診断というところもまず述べさせていただきますけれども、50集落というような話、いろいろございましたけれども、これが取り組みがつぶさに結果が出るものであると思ひておりません。大切なのは、集落の健康診断あるいはまちづくり会議もそうですけれども、住民の皆さんが集まって意見交換をし、あれをやりや、これをやりや、そういった集まっていくところからの話し合い、そこから一つ一つやれるところからやっいていこうということがまず基本であると思ひております。震災でも、支え合い、助け合いということがよく叫ばれるようになりましたけれども、その基本はここにあると思ひております。一つ一つ時間をかけて積み重ねていくことによつての成果、さらに膨らんでくると思ひますし、まずは少しずつ取り組んでいただく先進事例が生まれてきているということでもあります。

医療の抑制ということについては、医学的などころ等がありますので、時間があれば担当課から述べさせていただきますと思ひます。

子育て支援の関係、これは保育所、拠点保育所の整備ということもござひますけれども、施設の整備ということだけではなくて、一つの拠点保育所につくるということによつて分散をされていた乳幼児あるいは延長保育、一時保育、あるいは子育て支援センター、そういったものが一つのエリア、旧町ごとに拠点ができるといふことでありまして、保育、子育てのサービスの一元化、集約化、そしてそこから高い子育てへの支援体制ができると思ひておりますし、あわせて、であるからこそ職員のレベル向上、これにもしっかりとつながっていくことであると思ひております。

定住ということでございます。目に見えるところの取り組みとしましては、中山のコーナンの後ろの方にあります町有地を活用しての若者向けの住宅、集合住宅、合わせて

今16戸建設がされていますけども、これは町外に出られる方々をとどめようというところからであります。あわせて、大山口駅の分譲の関係等も大方の入居がありました。

ただ、こういった施設建設ということではなくって、基本的には若い方がこの地に住んで生活ができる環境づくり、産業づくり、企業づくりであると思っております。その取り組みも観光交流産業化の取り組みであったり、農林水産業の諸施策の振興であったり、昨年の大きな災害があった後での支援体制の充実、そういったことを含めながら、トータル的にこの定住対策等々を進めているところであります。すべてのかかわりを進めていく中での定住対策ということになりますけれども、一つ一つやれるところから今一生懸命やっているところであります。以上であります。

○議員（7番 近藤 大介君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで近藤議員の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 皆様をお願いしておきます。

本日の昼の休憩時に、いわゆる議会の議員の皆さんの一般質問に対する規則を遵守するように議長はやれという申し入れがたくさんの方からありました。なるべく皆さんの質問を阻害しないようにというつもりで、住民の皆様にもわかりやすいというように考えてするというところで考えておりますが、本当に皆様が決められた規則でありますので、なるべくなら皆様方がきちんと質問時間を遵守していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、4番、杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） はい。私も前回時間をオーバーした一人ですので、今回は時間をきちんとやりたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。私自身も頑張ります。

そこで、きょうはですね、2問の質問をさせていただきます。

まず最初は、いじめ問題ということでさせていただきます。

滋賀県大津市で中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をした問題がクローズアップされ、全国各地でいじめの実態や対応が連日のように新聞、テレビなどで報道され、学校や教育委員会のお粗末さが浮かび上がってきています。

現在の社会では、人と人の触れ合いや対話、思いやりが希薄となってきたと言われて、そのような社会環境の中でいじめを防ぐには、学校、家庭、地域で情報の共有化と迅速な対応が必要であり、あわせていじめを許さない学校や地域の風土づくりが重要であります。また、いじめの未然防止のため実態調査を定期的実施し、被害を受けた児童生徒が発見されたときには、関係機関と連携して迅速に対応し、その児童生徒が安心して楽しく学校に通える環境づくりが求められております。

いじめとは、児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じ、その行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめ

られた児童生徒の立場に立って行うことであります。文部科学省のいじめの定義では、自分より弱い者に対し一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感ずることや、仲間外れや集団で無視されることによる心理的な圧迫など、相手に苦痛を与えるものも含まれています。その物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり物を隠されたりすることなどであり、学校の内、外を問わないとされており。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめられた児童生徒の気持ちを重視することです。

いじめの問題は、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得ることであり、日ごろからいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校、教育委員会が家庭、地域と連携して適切に対応し、さらに、児童生徒がいじめの悩みを教師や親に相談できないときには専門的な知識、技能を有している相談員に相談することの周知徹底を図ることとあります。

政府は、いじめの自殺の対応強化を柱とする新たな自殺総合対策大綱を決定し、いじめ問題は隠さず、学校と教育委員会、家庭などが連携して迅速に対応すべきと明記しております。

本町でいじめを未然に防止する対策について、教育委員会の所見を伺います。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 本町でのいじめを未然に防止する対策について、ただいま杉谷議員さんより7点の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の本町でのいじめ事例はどうかという御質問についてですが、鳥取県では現在、毎月、不登校とか問題行動などの生徒指導にかかわる調査を実施いたしております。本町の各小・中学校の状況につきましても教育委員会の方でまとめて、県に報告をいたしております。その調査で報告をしている近年のいじめの件数は、平成21年度が4件、22年度も4件、23年度が1件となっております。また、本年度は8月末現在で3件の報告をいただいております。どのようないじめなのかということについては、9項目の区分から選択をして報告をしていますけれども、冷やかしからいというのが最も多く、次いで仲間外れとか集団による無視とか、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたといった事例がありました。これら報告された事案につきましては、すぐに学校が適切に対応し、今年度分も含めまして既に解決をいたしているというふうに聞いております。

2点目の学校と教育委員会とのいじめに対する連携対処はどうなっているかという御質問についてですが、多くの場合、いじめが発覚するのは学校においてですので、基本

的には学校が対応しながら、そして適宜教育委員会に報告をしていただいているというふうな状況です。で、場合によっては対応の方針につきましての協議に指導主事等が同席をいたしまして、アドバイスをを行うということでございます。時には、保護者の方から直接教育委員会に御相談をいただくというケースもございます。そのような場合にはすぐに学校に出向き、情報を共有したり事実確認を行ったりしながら、それぞれの役割を明確にして対応しているというところでございます。

3点目の学校や保護者、地域とのいじめに対する連携対応はどうかという御質問についてですが、いじめという重大な問題に関しましては、被害を受けた児童生徒ばかりではなくて、その保護者の方も大変に苦痛を、心を痛められます。また、いじめにかかわった児童生徒につきましても家庭でのしっかりした指導や見守りなどが必要となります。町内の学校におきましても、双方の保護者と連携をしながらいじめ問題の解決に努めているところです。幸い、本町で報告を受けております事例の多くは、いじめにかかわった児童生徒の保護者の方がみずから子供を連れて被害を受けた児童生徒のお宅へ謝罪に行かれるなど、責任を持った対応をしていただいております。早期の問題解決につながっております。

いずれにいたしましても、本質的ないじめの解決のためには、先生方や学校全体での取り組みだけではなくて、保護者の方や、また地域も一体となった取り組みが大切だと思っておりますので、今後も連携をさらに密にして対応していきたいというふうに考えております。

4点目の児童生徒に対してのいじめに関するアンケート調査は行われているかという御質問についてですが、これまでいじめに特化したアンケートというものを実施している学校はございません。しかし、「くらしのアンケート」といった生活全般にかかわるアンケートを実施し、その中で心配事とか、あるいは悩みなどについて尋ねるような項目を盛り込んでいる学校もありますし、またQ-U、ハイパーQ-Uといった集団の人間関係などを把握するための標準テストというのがあるわけですが、これを実施している学校も幾つかございます。このたびの天津市の事件を踏まえまして、鳥取県でも8月下旬から9月上旬にかけて、緊急ないじめの実態調査というのが行われました。その調査に際しまして、町内の学校におきましても心のアンケートなどを実施して、改めて実態把握を行ったところです。その結果はどうかということは、既にそれまで報告を受けていたものと同様のものでもございました。

5点目の県が公表した教育行政の点検、評価に対する本町の評価はどうかという御質問についてですが、これは、県の教育委員会が県の教育行政について、68項目にわたりAからDの4段階の自己評価を行っておりますけれど、その中で、不登校・いじめ問題等への取り組みという項目の評価がやや順調でないというC評価であったということについての町の教育委員会の考えはどうかということかと思えます。この件は新聞にも出ておりましたけれども、この評価につきまして、県が成果と課題というふうにまとめ

たものに記述をしておりますけれども、平成22年度の中学校の不登校出現率というのが11年ぶりに3%を超えて、全国でもワースト4になったことを受けての厳しい評価ではないかと思っております。大山町におきましても不登校ゼロを目指して、さらに一層取り組みを進めていきたいと考えておりますが、特に鳥取県でいじめに対する取り組みが不十分であるために低い評価になったというふうには考えてはおりません。

6点目のいじめの実態を把握する第三者委員会の設置はという御質問についてですが、皆さんも報道などで御存じのように、鳥取県は、自殺などの重大な案件が発生した場合に、教育委員会とは独立した第三者の委員会を立ち上げるという方針を明らかにいたしました。大山町としては、現在のところは独自に第三者委員会を設置するという考えは持ってはおりません。

最後に、7点目のいじめに対する児童生徒向けの電話相談体制等の整備はどうかという御質問についてですが、国の施策を受けて、鳥取県でも県の方で24時間いじめ相談ダイヤルというものを設置するとともに、毎年児童生徒にそのカードを配布いたしまして、その周知を図っているところです。大山町では、いじめに特化した電話相談体制というのは特にありませんが、教育相談の窓口として、学校教育課のほかに教育支援センター寺子屋というものを指定をいたしまして、ホームページなどで広く皆さんに知っていただくとともに、不登校の悩みなど、各種の電話相談に対応をいたしております。

ちなみに、昨年度、この寺子屋が対応した相談電話は全部で167件でしたが、その中にいじめに関するものは1件もございませんでした。以上でございます。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 私の通告書のまずさもあって、こういう関連のことをするかもわからんよということでしたけど、先回りして、非常にいい御答弁いただきました。ありがとうございます。きょうは教育委員長さん、大変たくさんの方が質問されて、大変かと思えます。で、日ごろ山根教育長の方も、大山町は非常にこのいじめ問題、関心を持っておられる町民さん、たくさんおられます。山根教育長さんは日ごろからはっきり物を言う教育長さんですので、西部の方でも名が通っておりますので、そのあたりをですね、教育委員長さん、かわってですね、現場の声をですね、山根教育長の方からもひとつお願いいたします。

それですね、全部先回りして言われたもんだから、面食らっているところなんですけど、ちょっと待ってくださいよ。それですね、確かに大津市中学校2年生の男子生徒のいじめを苦しめた問題というのはですね、恐らく最初は本当からかいから、冗談からということからだんだんだんだんエスカレートして、最後はあのようになったというふうに思うわけです。このあたりもですね、国の方もですね、こんな問題が以前もあったときはですね、せいぜいですね、初等中等教育局長の方ですね、全国の都道府県の教育委員会の通達程度で終わったと思うんです。今回の事件はですね、特に平野文部大臣が

ですね、記者会見で、子供の命にかかわる問題は地域一丸となることが大事だ、国は前に出て取り組む使命と責任があると述べておられます。また、鳥取県知事も、先ほどちょっと話がありましたけども、第三者委員会などを立ち上げたりというような県知事の話もございましたし、この間の鳥取県議会の9月議会で補正予算が2,900万円が上程され、いじめ対策が何かなされようとしております。

そこで、山根教育長、いいですか、この間の18日の境市の市議会で、佐々木教育長がですね、境の方もですね、いじめがあってですね、今月12日現在、小学校から3件、中学校から4件の報告が受けたことを明らかにしたということで、そういう質問に答えられています。1件を除くと解決済みで、生命、身体、安全が脅かされるような重大なケースはないということがありました。最近はですね、一昔だったらですね、うちはそういういじめはありませんということで立派な答弁なさるわけなんですけど、このごろはですね、どこともですね、こういう市町村の議会、あるいは教育委員会の教育長あたりがですね、はっきりしたことでですね、答弁なさっております。

そこで、本町、大山町ではですね、先ほどありました、教育委員長さんがですね、21年度は4件、平成22年度が4件、23年度は1件になっていますということがあるわけなんですけど、本町のその辺はどうなんですか。今、解決済みになっておるのか、それともまだくすぶってるのか、そのあたりをぜひ御答弁お願いいたします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの杉谷議員さんの関連質問につきましては、率直に申し上げる教育長の方から対応させていただきます。

○教育長（山根 浩君） 教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 別に率直にはあんまり申し上げませんが、いじめというのは、もう今の定義ですと、ないということは言えません。御存じのように、兄弟でもけんかもあります。いろんなことがあります。人間関係ってというのはなかなか、一人のときにはかかわりがないわけですけども、2人以上おりますと必ずかかわりが出てきます。兄弟でもちょっかい出したりですね、いろんなことがあると思います。しかも今のいじめの定義は、受けた側がですね、個々の行為がいじめに当たるかどうかでいうのはですね、表面的だとか形式的にかかわらずですね、いじめられた生徒がいじめられたと感じたら、いじめという定義になっております。そういう中ではですね、必ず起こるだろうと、人間が200人、あるいは300人、400人おる中ではですね、必ず起こるだろうと思っております。

で、いつも言っておりますのはですね、いじめがあることは一つも恥ではない。ただそれを見逃すということはですね、絶対学校であってはなりませんし、学校がつい立てにならなくてですね、あるいは先生がつい立てにならなくて、だれが一体なるんだと

いうことはですね、いつも言っておりますので、起こったことは、小さなことも、今も委員長さん、お話しいただいたですけれども、小さなことも報告が上がってきますし、それから対応に苦慮するようなことは、うちの主導主事だったり次長だったりと一緒に来て対応しておるということでございます。

もう一つだけ言わせていただくと、なかなかいじめを根絶することは難しいわけですが、そういう子供たちの人間関係を見ておく、いつも見ておる人、先生ばかりではなくてですね、大山町の小学校には読書、音読ボランティアでありますとか、読書ボランティアの人でありますとか、あるいは見守り隊の皆さんでありますとか、たくさんの人にお世話になっております。そのほかにもたくさんお世話になってる。やっぱりそういうたくさんの人に見てもらっておるといのがですね、私は一つの抑止力になっていくのではないかな、あるいは早いうちに気づく要素になっていくのではないかなというふうには思っております。

○議員（４番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷 洋一君） どうもありがとうございました。次からは、どちらでもいいですので、答えていただきたいと思います。

そこでですね、その私は子供のですね、健全な育成はですね、原点は家庭教育にあるかと思えます。最近は家庭の教育力の低下とかなんとか叫ばれております。家庭でのですね、しつけ教育、善悪の判断や礼儀、親子関係も大事でなからうかと思えます。子供がですね、家に帰って、きょうはどんなことがあったんだよとか、そういうことがですね、家庭内ですね、話ができるという、そういう環境はですね、私は大事ではないかというふうに思います。それはですね、できたからといってですね、全部いじめがなくなるというもんでもありませんし、先ほど教育長言われたようにですね、ある程度ですね、兄弟げんかというのはですね、子供が大きくなっていく上においては大事なことだと思います。あるいはお互い友達同士でふざけ合いちゅうのもですね、これも大事な、成長の過程で大事なことだと思います。また、その中で、お互いちょっとでも我慢したり相手を思いやる気持ちというのがですね、そこから生まれてこようかと思えます。教員はですね、こういういじめではなくしてですね、本来の職務のですね、学力向上のですね、私は教育に専念していただきたいというふうに思うわけでした、その辺でですね、先ほど本町のいじめを防ぐには学校、保護者、地域と連携対応ということですね、音読ボランティアとか、そういう中で一生懸命頑張っていますよということですね、安心いたします。

そこで、次のことをちょっと質問します。

私は、いじめを許さない学校や地域の風土づくりがまた重要であろうかというふうに思います。児童生徒に対してのいじめに関するアンケート調査は大山町は行われているのかどうかということ、また、そのアンケート調査をですね、１年間に１遍ぐらいやっ

たら、こんなこと書いたらどうかなという、そういうことでなしにですね、ほんに聞きやすくですね、答えられる環境づくり、それはいじめられた子供、あるいはそれを見る子供たちもですね、それがアンケートに書けたり、そういうことでですね、先生方がわずかな、ちょっとのことをですね、その変化を読み取っていただければいいなというふうに思いますし、また、ただ1年に1遍じゃなしに、私が思うには、学期ごとに、1学期、2学期、3学期ということですね、そういう調査は行われているのか、今後どうされるのか、そのあたりも聞きたいと思いますし、また、担任の先生の（聴取不能）、ま、校長先生もあるわけなんですけど、そういういじめのマニュアルちゅうのはですね、大山町はつくっておられるか。例えば大山西小、大山小学校、どこの学校もそのマニュアルに沿って、こういう問題が起きたらどういうぐあいに対処するだというような、そういうマニュアルがあるのかどうなのかというようなことを、2点お尋ねいたします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） それでは、ただいまの杉谷議員さんの関連質問につきまして、先ほどの答弁の中でもちょっと触れたと思いますが、くらしのアンケート、特別にいじめに特化したアンケートというのはやっておりませんが、くらしのアンケートとかQ-UあるいはハイパーQ-Uというテスト、ちょっと人間関係の悩み、うまくそれがいってるかどうか、悩みがないかどうか、そのあたりのテストなんですけれども、そういったものを通して子供の状態を把握をいたしております。担当課の方から詳しく……（発言する者あり）失礼いたしました。では、補足は教育長の方からお答えをいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今、委員長さんがおっしゃったとおりでございます。Q-UやハイパーQ-Uをやってる学校は3校ありますけれども、この前、夏休み明けに県教委から来まして、全部やってくれと、大津の事件を受けてという形でしたので、それをやりました。で、9月の、まだこれは通ってるかどうかわかりませんが、県議会でハイパーQ-Uを全小学校、全中学校で実施する金額が、何ぼだったか、1,800万だったでしょうか、何ぼだか、かなりの金額が出ておりました。それが通ったら、うちの場合で意見を聞きましたら、これをもし県が予算化ができればかという校長先生に問い合わせましたら、全部がやるという形でした。ハイパーQ-Uですべてが解決するとは思いませんし、日ごろからの何といっても毎日の先生方の小さな変化に気づく目を持っていただくということが何より一番大事だろうと思います。いろんな形で調査とか、そういうのはもちろん大事なわけですが、私は、まず一番大事なのは、日ごろからの学校全体で小さな変化っていいですか、そういうものに気づく目を持っていただくというのが一番大事じゃないかなというふうに思っています。

それから、なお、マニュアルにつきましてですけれども、これが県教委が18年にできたいじめ対策指針というのです。これも10月までに県は改定するという、で、各学校もこれに基づきまして、それなりの学校の今までもつくっておったわけですが、今度の新しく改定になったものも参考にしながら、それぞれの学校で取り組んでくれるものと思っております。以上です。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） ソーシャルワーカーについてもお尋ねしようかと思いましたが、これはですね、大山町、そういういじめの相談がないということですので、教育問題はですね、きょうも2人の人がですね、きょう、あす、質問されますので、質問事項を残しておきますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

続いてですね……。

○議長（野口 俊明君） 次の質問に入られますか。

○議員（4番 杉谷 洋一君） はい。

○議長（野口 俊明君） そういたしますとですね、ここで暫時休憩したいと思います。再開は40分といたします。休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時41分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

引き続き4番、杉谷洋一君の一般質問を行います。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 続いてですね、大山観光の取り組みについてということですね、町長にお伺いいたします。

我が町の霊峰大山は、昭和11年に富士山と同時期に日本で3番目の国立公園に指定され、また、視聴者が選ぶお勧めの山、日本明峰ランキングで富士山、槍ヶ岳に続き、堂々の3位に選ばれております。全国各地に愛好者を抱え、国内を代表する山であります。四季折々の景観はもとより、すばらしい自然、歴史、文化遺産を有しております。また、大山は古来、大神岳、火神岳と呼ばれ、大いなる神のまします山として人々に崇敬され、大山は鎌倉時代から室町時代にかけて、高野山金剛峯寺や比叡山延暦寺と並ぶ大寺院となり、栄華を誇っておりました。

さらに、周辺地域は西日本一の面積を誇る大山のブナの原生林を中心とした大自然の恵みによる農産物など、数多くの魅力的な観光資源に恵まれております。

しかしながら、大山寺は近年、観光客の減少傾向にあり、素通り観光客も多く、空き店舗がふえて低迷してきております。奈良時代には金蓮上人によって開祖された大山寺

は、2018年に開創1300年を迎え、それに向けた取り組みが進められております。また、来年の秋には大山を中心にエコツーリズムの国際大会も開催され、これらを起爆剤に、埋もれている歴史文化遺産や日本の有数の国立公園としての観光資源を全国に発信することにより、観光産業と地域経済の発展につながるかと考えます。

大山の観光施策に対して、滞在観光を中心としたソフト面の誘客戦略の充実強化など、今後もさらなる大山の観光振興に力点を置き、積極的に取り組むべきと考えますが、町長の御所見を伺います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 杉谷議員の2つ目の質問であります。大山観光の取り組みについてということにつきましてお答えを述べさせていただきます。

議員の御指摘を待つまでもなく、大山は本町の誇りであり、また本町のシンボルであり、私たちにとって心のよりどころとなる山であります。そして、それだけではなく、多くの観光客の方々にお越しいただけることによる経済効果、そういったものをもたらしてくれる、まさに宝の山でもあるものと認識をいたしております。そのため、観光振興に関しては、類似いたしますところの自治体と比べますと、特に強く力を入れている分野でありますことは御理解いただけるものと思っております。

さて、大山観光の現状、また課題でございますけれども、大きく分けて次の数点あると思っております。

1点目に、入り込み客数はほぼ横ばいでございますが、冬が減って登山客がふえているという現状であります。また、滞在時間は減少傾向にあります。

2点目に、団体客が大きく減り、少人数のグループ、家族連れが主力になっておりまして、寺社仏閣を中心としたところよりも自然体験的なところが多くなっております。

また、3点目に、宿泊客が大きく減少している現状にあります。

4点目は、外国のお客様、増加傾向にありますけれども、売り上げの増ということになかなかつながっていないという現状にあります。

5点目に、観光客の受け入れ体制、いわゆるソフト部分であります。その点が、あるいはソフト部分への意識改革、これがおくれているものと思っております。

6点目に、すぐれた文化、歴史の資産、こういったものをなかなか有効活用までできていないという点がございます。

そういった課題は多いところでございますけれども、参道における温泉の活用、これは民間の力によるところでございますが、あるいはスキー場の民間経営一本化に伴う効果が発揮されてきております。また、エコツーリズム、スポーツツーリズム、そういった新しい分野への取り組みなど、明るい展望も見えてきているところであります。

議員御指摘のとおり、これからの観光は、いかに特色を打ち出して、お越しいただく

お客様に満足をしていただき、また大山を訪れていただくか、たびたび来ていただくかということにかかっていると確信をいたしておるところであります。本町におきましては、基幹産業の一つであります観光関連産業の浮沈が町の活性化に大きく影響をいたすと思っておりますので、今後も継続してほかの競合の地域とは一線を画した特徴のある取り組み、そこに重点を置いて、県を初め周辺の市町村と連携を強化したオール大山といった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

大山には、すばらしい自然、歴史、文化、そして長年たくさんの方々によって自然保護や環境の保全が進められてきております。たくさんの方々に努めていただいております。そうした歴史があります。議員、先ほど述べられましたように、来年の秋にはエコツーリズムの国際大会もございます。国内あるいは海外への方々には私たちのふるさと大山、これを関係機関と連携をし、あるいは協議をして、今後、大山環境宣言、これは仮のまだところでございますけれども、そういった大山環境宣言的なものを発信をし、あわせて、守る、はぐくむ、生かす、そうした取り組みを強化をしてまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（４番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷 洋一君） 私は、以前はですね、鳥取県を代表する観光地といえそうですね、鳥取砂丘、大山であったかと思えます。最近ではですね、どうも鳥取砂丘、境の水木しげるロード、あるいは花回廊という、大山の観光が私は衰退してきているかというふうに受けとめております。

これは本町だけではなくしてですね、やっぱり大山が衰退するということは、特に県の西部地域全体の問題でもあろうかというふうに思います。やっぱり西部地域全体がですね、本当に大山が元気であってほしいなというふうには、これは西部の皆さんの願いでもあります。それにはですね、私は、大山寺集落の人が、きょうの西山議員さんの質問にもあったんですけど、地域は地域で地域のものをつくっていくということですので、私は、大山の集落にある人がですね、本当に一生懸命連携をさらに密にされてですね、いかれたり、また、そのところへですね、周りの集落や、特に大山町全体でですね、支援や応援体制を強固なものにして、我が町の誇りであるこの大山を支えていくべきではないかなというふうに思います。

先ほどの町長の答弁にもありましたがですね、大山を訪れる観光客の動向、推移はいうふうに質問をしようかなと思っと思ったんですけど、横ばいであるということですので、これはですね、大山寺のみならず、伯耆町であるとか、そういう周りの市町村をですね、たくさんの方が入っておるから何か大山だけ横ばいというような形が見えるのではないかなというふうに思います。あわせて、大山観光のリピーターをふやすため、大山の恵みである山から海までの食材を生かした新鮮でおいしい、旅の思い出に残り、もう一度

大山に行って食べてみたい、そんな食を提供したり、大山観光のリピーターをふやすための滞在型観光の取り組みについてはどうなのでしょう。特にですね、私は、観光、ただ単に皆さんおいでおいで、来てくださいではなくしてですね、やはり年代層を絞った観光の誘致というのが大事かと思えます。特にこのごろですね、この間の老人の日ですね、日本の65歳以上の人口がですね、3,000万人を超えましたということで、人口4人に1人は老人であるわけです。この人らはですね、仕事からリタイアされ、時間的に余裕のある人をですね、ターゲットにした、そういう観光はどんなものでしょうか。町長にお伺いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大山観光、特に来られる方々の中での、高齢者的な方々へのまた視点を置いた取り組みということについてのお話かなと思って伺いました。

既に議員も御承知かと思えますけれども、大山を活性化していこうということで、地元出身の民間の事業者の方が温泉を掘削していただいて、今、その工事、あるいは来年のオープンに向けての取り組みがなされています。その取り組みにあわせて、単に施設ということではなく、大山の住民の方々のおもてなしであったりとか、あるいは若い方であったりとか、そういった方々を巻き込んだ接遇、あるいはソフト的なことへの研修等々も進めてきていただいております。大学との連携、県との連携も加わったりしておるところであります。町もそれに参画しながら支援をさせていただいておりますけれども、まずはそうした民間の今取り組んで進めていただいております温泉を活用した取り組み、これがまずリピーター、あるいはそれこそ大山にたくさん来ていただきますところの、今、高齢者の方が非常に大山登山多いんですけれども、利用していただく。あるいはそこで滞在時間を十分とっていただく。そこからの波及効果も期待をいたしておるところであります。まずはその辺の答弁ということでおさめさせていただきます。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 時間もありますので、手短かにいきたいと思えます。

確かにですね、温泉というのはですね、結構な魅力ですよ。確かに私の友達あたりがですね、どこか旅行しようやと言ったとき、まず最初には、そこには温泉があるのということがまず言われます。確かにですね、温泉は大きな武器になろうかというふうに思いますとですね、そのあたりでですね、大山の売りをつくっていただければなというふうに思います。

そこでですね、大山はですね、大山を取り巻く、伯耆町であるとか、大山をぐるっと取り巻く伯耆町であるとか、あるいは中部の琴浦であるとか、そういう大山の恵みをですね、そういう周りの市町村も受けております。私はこれらの大山を取り巻く市町村と

連携して、大山をどう守っていくべきかを考えるべきではないかなというふうに思います。そこにはですね、よく日野郡あたりでも県境サミットであるとか、全国でいろんなところですね、サミット、サミット、サミット、あるわけなんですけど、そのあたりをですね、大山町長が中心になってですね、皆さんお集まりください、大山はですね、本当にみんなの山ですよと、大山が地盤沈下したら大変なんですよということですね、大山ですね、大山サミットなるものを開催してですね、みんなで衰退している大山をですね、本当にきらりと光る大山として守り育てていったらどうかなというふうに思うわけなんですけど、そのあたり、町長はどのようにこの辺を考えておられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議員より大山サミットという言葉の御質問をいただきました。

大山サミットという取り組みは既に実は始めてございます。伯耆町、江府町、そして大山町、3つでございますけども、琴浦町はそこには加わっておりませんが、鳥取県を一つの核にしながら、軸足を置きながら、県とも連携をしながら3町連携をして、大山の活性化、あるいは地域資源を生かしたり地域活性につなげていく取り組みはどうしていこうかということで集っておる経過が実はございます。去年は実は、ちょうど去年の9月、台風12号がございまして、大山環状線の通行どめというものがございました。早い時期にこれはしっかりと情報発信をしていかなければならないということ、来てくださいという意味合いですけれども、いうことで、私の方から県の方にも声をかけさせていただいて、災害復旧をいつまでにやるか、あるいは去年の秋、大山観光が、バスが通れる状況にしますよ、そういったことをお互いに共有したり、県の方への働きかけもしたりして、大山サミットという銘を打ってやった経過もあります。緊急的なテーマを掲げながらやった経過もあります。

このたびの、先ほど最初の答弁の中にも入れておりました大山環境宣言、この取り組みについても実は担当課の方で今協議を進めつつあるところですが、大山町、伯耆町あるいは江府町、3つ一緒になって、この大山の歴史、文化、あるいは先ほど述べましたようにすばらしい原生ブナ林があって、おいしい水がある。あるいは一木一石運動、春、秋の一斉清掃、キャリアダウン、いろいろな環境をテーマとした取り組みが進んでおります。一方では、たくさんの方々が大山に来ていただくことによって、非常に登山道が荒れてきたりとかですね、お花畑の辺が若干これから、環境関係、しっかり発信していかなければ、たくさんの方々に来られることによっての自然への被害、出てくるかもしれない、そういったところもございまして、この大山環境宣言的なものを大山サミットを通じて発信をしていく、そういったところを担当部局の中で今、鋭意検討を実はしておるところであります。

そういったことを、特に大山のエコツーリズムの国際大会、来年の秋でございますので、そこまでには取り組みの発信をしたり、発信、宣言をすることによって、それで終わる

のではなくって、だからこそいかにしてこの大山を、今まで守ってきたものをより守っていくのか、あるいははぐくんでいくのか、活用していくのか、そういった取り組みも関係市町村や県、あるいは環境省や森林管理署、国関係、あるいはこれまでいろいろな活動に参画していただいております大山の頂上を保護する会であったり、エコを推進する会のメンバーであったり、そういった方々との連携や賛同をいただきながら、展開ができればなという思いを今持っておるところであります。これの具現化についてはこれからというところがございますので、また議員の御指導や、また御協力も賜りたいと思うところであります。

○議員（４番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷 洋一君） これは中部のですね、琴浦なんかも関係しておりますし、米子市あたりもですね、恩恵ばかりがですね、大山におんぶにだっこじゃなしにですね、みんなで取り組む大山ということですね、ぜひぜひ、町長、頑張ってくださいいなというふう思うわけです。

そこでですね、次の大山寺の開創1300年に対する取り組みはということで、貴重な大山の歴史文化遺産はですね、たくさんあります。そこでですね、僧坊をめぐるコースの整備とか、あるいは埋もれた歴史的文化財の発掘であるとか、それからブナの森などの森林浴によるいやしの森コース整備などの、そういう整備してですね、観光客にですね、そこをめぐってもらおうという、そういう計画、考えはありませんでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 観光客の方々にリピーターとなっていただく、あるいは地元の方々もたびたび運んでいただく、そういう大山にしていきたいという思いはあるわけですが、先ほど申し上げましたような取り組みを進めていく中で、体系的に、あるいは計画的に、各関係の機関との共有であったり、仕事の分業であったり、そういったことをしっかり計画、プランを過程の中で進めていけたらなと思っているところあります。

国立大山の協会あたりでも、横手道のブナ林のそういった整備に対する補助制度とか、いろいろな制度を設けたりして進めている経過はあります。大きな柱としての取り組みは先ほど申し上げたところありますし、今できるところから、関係団体の方々に協力を得ながら、あるいはそちらからの提案ということの中で、要望、活動の提案があれば、それを受けて助成をしていくというような取り組みもできる環境にありますので、また一つ一つ具体的な動き等があれば賜りたいというぐあいに思います。

○議員（４番 杉谷 洋一君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷 洋一君） そういうところで、そういうのをぜひ、いろんなことを

ですね、行っていただきたいなというふうに思います。

観光客は、霊峰大山に何を求めて訪れておられるのか、そういうアンケート調査なるものは大山町はこれまでにやっておられますか。それをまずお聞かせください。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当課より答えさせていただきます。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

聞き取り調査等を行っているかということですが、従来から大山にお越しただく方の意識調査的なものは随時行ってきております。あるいはインターネット等を通じましての御意見を常時伺いながら、参考にさせていただいていると。基本的には大山観光局に委託をいたしております大山町観光案内所、この窓口を通じてそういった観光客の動向等に対する意識の聞き取り等を行っているというところがございますし、今年度の事業の中では鳥取大学との共同事業の中で、この秋、参道を通行されるお客様への聞き取り調査を共同実施するという計画もございます。以上です。

- 議員（4番 杉谷 洋一君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。
- 議員（4番 杉谷 洋一君） 鳥大との共同ですね、どういうふうにアンケートでですね、観光客の皆さんがですね、何を求めておられるのかちゅうのは、私は大事だと思うんですね。また、それを本当に1つでもですね、それを実現していけばですね、いずれは大山町の観光客もですね、戻ってくればしないかなというふうに思うわけです。

最後にですね、町長、先ほどエコツーリズムとかありましたけど、これの来年に対するですね、町長のですね、最後に観光も含めた思いをですね、ここで述べていただきたいと思います。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 大山観光に対する思いということでございますけれども、冒頭にも申し上げましたように、我が大山町の姿、国立公園大山の山頂からこの日本海まで広がる、本当に扇状に広がっていく、すばらしい山あり、海あり、そして大地で豊かな産物資源ありという町であります。そこの特に交流、観光交流という意味合いの中からは、この扇のかなめにこの大山観光があると思っております。いろいろな施策を取り組む中で、また、四季折々の大山を楽しんでいただくオールシーズンの大山、これが大きなテーマであります。今取り組んでおります中では、特に冬、スキー、非常に今、民間の事業者の方に一体的なスキー場の運営ができるようになりました。かつては3つの事業者がそれぞれ取り組んでいく中で、どうしても経営の安定化ということにつなが

らなかった経過がありますけども、幸いにも昨シーズン、一昨シーズン、2シーズンとも雪にも恵まれたということもあって、また、民間力の資本力ということもあって、本当に大山のスキー場の経営、運営の安定化というものに光が見えたような感じをしております。そうした冬の大山の部分、これはスキーに限らず、もっともっと体験型のものも出てくると思います。春の新緑、夏の登山、秋の紅葉、いずれにしても魅力あるところでありますけども、それをいかにしてリピーターとしてたくさんの方々に発揮していくかということが大きなテーマだと思っております。

先ほど申し上げましたような民間の方々のお力をいただきながら、かりながら、温泉の活用も含めて、もちろん大山の地元の皆さんの参画、協力、あるいはそこに帰ってきておられます、たくさん若い者が今帰ってきておられるような状況に入ってきております。若者のパワーをいただいたり、もう一つは、歴史、文化というとらえ方の中で、町としての僧坊跡の国史跡指定という動きも今進めておるところでありますし、西明院谷を守る会、特に阿弥陀堂等々を中心としたあのエリアでのいろいろな活性化の取り組みもございます。大山寺創建1300年というテーマの中でいろいろな取り組みも、地元の方々、それに賛同するたくさん民間の方々とお力の中で進んでいる経過もございます。先般は歴史文化懇話会というものも立ち上げていただいて、特に大山に造詣の深い、特に専門的な方々に一堂に会してもらって、少しずつそういった歴史的な裏づけをしっかりと次につなげられる形づくり、物づくりをしていこうと、あるいは資料づくりをしていこうというような動きも芽生えたりしております。

いろいろな方々のお力をいただきながら、このかなめであります大山観光、大山町の、私たちの誇りでもございますし、特にたくさん雇用が生まれる大山でもあります。しっかりとその取り組みを進めてまいりたいと思っております。今、そのいろいろな場面での取り組みを進めておるところでありますし、あわせて観光局が一般社団法人化されて、事業体として大きく膨らんできておられます。また、事業も大きく展開されようとしております。そういったところへの町としての支援も入れながら、もっともっとビジネスとしての観光局の形になっていただきたいな、あるいはそういった方向性を協議していただきたいなという思いがあるところであります。以上です。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） これで4番、杉谷洋一君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 次、6番、池田満正君。

○議員（6番 池田 満正君） 6番。大山町大山地区の大山診療所の今後について質問いたします。

森田町政になられてから3年5カ月が過ぎて、残りの任期が7カ月となりました。選挙のとき、大山町大山地区大山診療所の固定医を確保すると言っておられました。しかし、今、まだ固定医が決まっていません。

そこで、次のことを質問いたします。残りの任期中に固定医を確保することができるのか。2、なぜ今まで固定医が決まらなかったのか。2つに教えてください。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 池田議員より、大山診療所の今後はということについて、2点御質問を賜りました。お答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、残りの任期中に固定医を確保できるのかということについてでございます。

大山診療所の固定医の確保ということにつきましては、本当に皆様に喜んでいただける御回答をすることができないまま今日に至っておるところでございます。非常に御心配をおかけいたしておりますし、その点について申しわけなく、おわび申し上げるところであります。ただ、精いっぱいこの目標に向けて取り組みをしておるところであります。

これまでも議会の一般質問などで同様な質問をいただいております。その都度お答えさせていただいているところでございますが、固定医の確保、これは、診療所の運営を安定した形で継続していくためにも最も重要であると認識をいたしております。また、この考えにはいささかの変更もございません。

私の与えられた任期の中で、固定医によって診療ができるようになること、これがベストであると思っておりますが、医師の確保につきましてはクリアしなければならない事項が多く、時間を要することも事実であります。このことに御賢察を賜りながら、少しでも早く御期待に沿う結果をお示しできるよう、今後とも最大限の労力を傾注してまいり所存でございます。御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

また、なぜ今まで固定医が決まらなかったのかということについてであります。

議員御承知のように、お医者様も職業でございます。高い医療技術を身につけるためなどの理由から、特に若いお医者様、都市部へ集まっていられる傾向が高いところがございます。本町と同様な全国の各地から医師確保の困難さを嘆いておられる声、多く聞かれるところでもあります。これまでも複数の関係者の方々、お医者様と交渉をしております。この3月までも期待をしておる方も実はございました。しかし、いろいろな経過の中で、事例として病院からの引きとめ、いざとなったときの引きとめがあったりとか、抱えておられる患者、病院の現況を思いはかられる中、最終的に既に勤務をしておられるその病院から大山診療所に来られるという決断に至らなかったということが数点ございます。

しなしながら、地域医療の重要性を認識をさせていただいているお医者様も少なからずおられます。本町としてはそのような方々に大山診療所を託したいなと思っております。また、議員のいろいろな人的なネットの中からも、お声をかけていただく方、あるいは言ってみたらどうかいやというお医者様がございましたら、御紹介を賜りたいと思います。

前の御質問にも答弁させていただいたところですが、今後とも本町の医療に御理解をいただき医師の確保に最大限尽力してまいります所存でございます。関係各位の御協力、御理解、賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（6番 池田 満正君） 6番。

○議長（野口 俊明君） 池田満正君。

○議員（6番 池田 満正君） 患者数の減少、赤字化は、固定医がないのが一番の原因だと、町長と同じ認識でございますけど、例えば条件、固定医の住む家を診療所の近くに確保するとか、それから報酬をふやす努力は考えていらっしゃいますか。また、大山診療所より山奥の日野病院、日南病院にも医者があると聞いておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） まず、条件整備といいますか、そのことについて御質問いただきました。報酬の関係であったりとか、家の関係であったりとかという具体的なお話がございましたけども、これまで交渉させていただいたりした経過の中で、先生方の方とのやりとりの中では、逆に近いところに帰ってきたい、あるいはそういう思いをいただいております先生でございましたので、家といったような条件の話をした、私の記憶の中ではございません。あわせて、報酬というところについての条件まで踏み込んだところはないと記憶しております。先生にとってのいろいろな思いを感じていただいて、その上で報酬の最終的な条件というところに至ればいいんですけれども、その部分にまだ至らなかったというのが私の記憶にあるところであります。ただ、大山診療所、地域医療ということに非常に興味を持ち、あるいは自分の経験を今後の余生といいますか、に生かしたいという熱い思いを語っていただいた方々も実は複数あるわけでありまして、そういったところのお話の状況であります。

それから、患者数ということについては、固定医ということでもありますけれども、今の固定医がない状況でありますけれども、大山診療所開設、今の新しい診療所ですけれども、開設もかかわっていただいた芦田先生に本当に今の地域医療ということを含めて、熱い思いを持って、今、本当にお世話になっております。固定医がないとは言いながら、1週間の中で4日間、5日間、計画的に鳥大の先生も来ていただきながら、常時診療ができる状況も実はあります。そういう状況の中ではありますけれども、やはり芦田先生の方からも固定医の確保ということについての働きかけの積極性を求められておるところでもございます。一生懸命そういったかわりのある先生を探させていただきながら対応しているというのが現状であります。ということであります。

もう1点あったかいな。

○議員（6番 池田 満正君） 日野病院と日南……。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 失礼しました。

近隣の病院にも実は接触をさせていただいた経過があります。地元の出身の先生もありますし、お声をいただいて、日野病院の方にも実は足を運ばせていただいた経過もあります。いろいろななかかわりの中で、現実に至らなかったというのが今の状況であります。

○議員（6番 池田 満正君） 6番。

○議長（野口 俊明君） 池田満正君。

○議員（6番 池田 満正君） この大山診療所は平成16年に施工されておまして、その5年後、平成21年から平成43年度まで、ことしは平成24年ですから、今まで3年間、23年間借金の返済をしております。それで、当初は、今後23年間で5億9,882万円、町はお金を返さねばなりません。ただ、ちょっと状況が違ってきましたのは、平成22年に入院病棟が地域密着型老人介護福祉施設に変わったもので、一括返還がありまして、金利とかいろいろな形で返還の金額は多少は違っておるのかもしれませんが、ことし含めてあと2億5,083万円、20年間返さねばなりません。そういうことを思いますと、一日でも早く固定医を確保しなければ、持ちぐされになってしまうような気がします。ですから、何ていうか、もう少し、今までの方法でいけんかったら、今後はどういう方法で、方法を変えてやるか、今までの方法どおりで固定医の確保に努められるか、そのあたりは考えておられませんかでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議員より償還計画の少しお話もございました。決算書の資料の中にもございまして、目を通していただいておりますけれども、120ページの中に大山診療所の年次別償還計画というのでも載っております。24年度と25年度は建物と医療機器とが合わさった形での償還額になってございますが、26年度からは医療機器分1,100万が、予定どおりいきますれば、計画としてなくなっていくという状況があります。そういった償還の計画ということがあるということと同時に、今後の運営ということでもありますけれども、やはり固定医の確保ということがポイントになると思いますし、大山診療所のありようということについては、監査委員さんの方からもいろいろと御指摘をいただいております。

ただ、今の大山診療所、そして大山口診療所、この2つの関係を見ますと、非常に大山診療所のエリアの方々が大山口診療所の方に行かれている、利用しておられるという状況が実はございます。これ以上大山口診療所の方に患者の方々がどンドンどンドンふえていくという環境は余り、先生の負担ということも含めて、芳しくないのではないかなと思っております。いろいろな状況を検証したりする中で、やはり固定医の確保ということにまず最大限努力をしていくということであると思っております。

ろであります。

したがいまして、今の今後のいろいろな利用計画ということについては、今、こうだ
というものを新しく持ってはおりません。

○議員（6番 池田 満正君） 6番。

○議長（野口 俊明君） 池田満正君。

○議員（6番 池田 満正君） さっきちょっと町長が触れられましたけれど、大山町の
監査委員の報告書が出ております。それによりますと、国民健康保険直営の大山診療所
は、平成20年5月に常勤医師が退職して以来、応急的な体制により診療が行われてい
ると。2階の入院病床及び介護病床部分は、地域密着型介護老人福祉施設として平成2
3年度から民間事業者により活用が図られている。その後です。1階の医療部分につい
ても固定医確保が難航している現状を踏まえ、直営から民間委託への方向転換や財政状
況悪化の際には廃止も視野に診療運営のあり方を検討されたいと出ております。

私は、これは余りにも、廃止したら借金だけずっと今後20年間払うと。せっかくつ
くったものを。それから、ここが赤字でもこっちが負担が大きくなれば、診療所とい
うのは全体の診療所を見て報告を出すべきだと思うんですわ。監査報告なんかでも。そ
ういう面から見ると、ちょっと私は議員として矛盾しているような気がします。その辺の
考えを今後、どういうふうに受けとめられているか、ちょっと聞かせてやってください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 池田議員の今の質問でございますけれども、先ほどそれにか
わる答えをさせていただいたなと思っておるところでございます。以上です。

○議員（6番 池田 満正君） 町長に最後になら質問いたします。

○議長（野口 俊明君） 許可を求めてから。

○議員（6番 池田 満正君） 6番。

○議長（野口 俊明君） 池田満正君。

○議員（6番 池田 満正君） 町長は、安全・安心を重点に町政を行うと言っておられ
ます。私は、廃止は地域の人々の医療を金だけでははかり知れないと思います。それ
に対してどう思われるかももう一遍聞かせてください。私は、行政の仕事は、病気や弱者の救
済も行政の大事な仕事であると思います。安全・安心の町政の観点からもう一度聞か
せてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 監査委員さんの御指摘の中にも目を通していかなければなり
ませんけども、固定医確保に努力をせよということがまずうたってございます。その後
に、先ほど御指摘のあったような指摘事項として出てきておるものと思っております。
まずは固定医の確保ということを最大限に努力していきたいと思っておりますし、あ
わせて、先ほ

ど述べました年次別の償還計画等々も2年後には変わってきてまいります。現状、そういった状況を踏まえる中で、今後検討していくべき案件ではないのかなと思っております。今の現状の中では廃止ということのとりえ方は持っておりません。監査委員さんからの御指摘は御指摘として、しっかりと受けとめさせていただくということでございます。

○議員（6番 池田 満正君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで6番、池田満正君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は15時40分といたします。3時40分です。休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、10番、岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） それでは、通告に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。

初めに、町管理の空き施設で地域活性化のまちづくりをと思っておりますが、企業と一緒にあって拠点づくりをと考えているところでございますが、認可のほどはどんなふうでございましょうか。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 岩井議員より、町管理の空き施設で地域活性化のまちづくりについてということについて御質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

特に本年3月に拠点保育所、大山と中山に拠点保育所が完成をいたしましたために、使用を取りやめた、廃止をした保育所、これにつきましては、幾つかの企業や福祉団体から保育所の利用について提案をいただいたところでもございますが、保育所につきましては、まずまちづくり委員さん、まちづくり地区会議、こちらの提案を優先をしていくことをまず考えているところであります。まちづくり地区会議での利活用の提案がいよいよない場合には、集落や企業などからの提案がございましたら、それによりますところの利活用も検討いたしていきたいというふうに考えております。

そのほかの遊休施設につきましては、利活用の提案がございましたらば、内容を十分検討させていただいて、活用の内容や利用の条件が折り合っていけば、使用の許可ということもあり得ると考えております。もちろん議会の皆さん方の方にも御相談を申し上げるということでもあります。

なお、本町が所有する施設につきましては、現在台帳の整備を進めているところでござ

ざいまして、全体の建物の利活用について、一定の方向性を検討した上で、計画的に修繕を行うなど、利用の必要のある建物の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、将来利用が見込めないと思える施設につきましては、取り壊しを行うといったことも検討していかなければならないと考えております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） ただいまは前向きな答弁をいただきましたので安心したところでございますが、なぜこういうことを質問したかといいますと、この間ですね、7月26日に提出されました高麗保育所跡地の活用についてということで、高麗の地区会議会長さん、谷野さんからですね、きちんとした書類が提出されております。それを私たちもいただきましたので、これを何回も、私、繰り返して読ませていただきました。

それで、これをもらってから読みましたのに、開館を毎日できないというような内容で、週に何回かのあれでということがうたっております。私たちが考えておりますのは、あっ、その前にですね、名和地区はまだ、この資料をいただきました。見ますと、名和地区はまだ、秋までにまちづくり会議を開催する予定ということで、何も書いてないわけございまして、そこで私たちは、名和地区の女性が集まりまして、このことについて協議をいたしました。それはなぜかといいますと、集まる拠点もありませんし、これからまちづくり会議を開催する予定ということになっておりますので、この予定がいつにクリアされるのかわかりませんですけども、このことについて女性の考え方を決めていこうということで集まりました。それで、集まったみんなは、協力していこうと、このまちづくりに協力していこうということを決めたところでございます。

そこでですね、この企業と一緒にということを私書き上げましたのは、コンビニのことでございます。私たち名和地区にはお店がありません。それでですね、この空き施設にコンビニに入っていて、そしてお店があきますと、老いも若きもそのお店に来ますので、そこら辺のあたりから進めていってはどうだろうかという話をいたしました。

そこで、コンビニなどの施設を置くということは、町としてもお考えがなかったんじゃないかと思っておりますし、この私の思いから、東伯町の古布庄というところの山間の中にコンビニのストアがありました。そこに行って調査をさせていただきましたら、その元会社といえますか、方が、大山町には移動販売車を予定しているということを知りましたので、その分と私が計画を立てるコンビニのお店とですね、競合はしないかという思いがしてございまして、これは町がかかわっておられますでしょうか。そのことを一つ質問させていただきます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 岩井議員より、移動販売車の御質問がございました。担当者の方が多分よく知っておると思いますので、そちらの方から説明をさせていただきたいと思いますが、まず、施設利用の関係で、岩井議員の女性のメンバーでいろいろな活用を協議したり話し合ったりして、いろいろな取り組みを協力していこうという話がなされたということについては非常にありがたく思いますし、そうしたグループ等の活動というのは非常にこれから大切だと思っておりますので、期待をするところでございます。

後で赤井室長の方からも話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まちづくり地区会議の取り組みについてはいろいろなパターンが今ございます。上中山の方でのまちづくり地区会議の方では、特に中山の女性会の方々が以前に利活用、こういうことをしたいけどもという提案を私の方にもいただいたりした経過がありまして、それを、多分同じような思いの中だと思いますけども、中山地区のまちづくり地区会議の方のグループの中に多分入られたりして、いろいろな取り組みの参画メンバーの中に入っておられると思っております。内容についてはまた改めて私どもの方にも計画等々が出てくるとは思っておりますけども、そういう状況があります。

民間の方の活用ということについても、これまでそういうパターンの想定をしておりませんので、これからの検討することなのかなと思いますし、また、名和地区のまちづくり地区会議の方もこれから話がということでありますので、いろいろな取り組みがなされる中で、皆さんもそのメンバーの中に加わっていかれるとか、そういうこともあってもいいのかな、あるいは必ずしも公共施設でない、民間施設が例えばあるとするならば、そういったこととのセットもあったりするのかなと、いろいろな地域でのまちづくりの提案は、それぞれごとにいろいろなパターンが、いろいろな、多様な提案があると思っておりますので、そこは地域の中で検討してもらいながら進んでまずはいくことかなと思っております。

少し時間をいただいて、担当しておりますところから述べさせていただきたいと思っております。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 町長からお話のありました上中山地区会議について補足させていただきますと、保育所の活用ということで、まちづくり会議の方が上中山地区の住民の皆様にはですね、アイデアを募集されて、それを計画として今取りまとめをされているところということで、近々町長さんの方に要望を出されるというふうに聞いております。内容としては、女性会の活動の拠点にするということですか、あと子供にお話し会をしたりとかですね、そういう趣味の会の集まりですか、あと防災拠点にしたいとか、あそこを拠点にイベントをしたいとか、そういうことを検討されているというふうに承知をしております。

それと、移動販売の件につきましては、一部ですね、大山町で展開されたいというですね、ということを検討されているところがあるというふうには聞いておりますけれども、御指摘のあった業者さんについては、現時点では私どもの方では承知はしておりません。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 確認ですけど、それでは町としては移動販売車にはかかわっておられないということですね。それでいいでしょうか。そこを確認しておきませんか、競合いたしますので、私たちもお店をという希望を持ってますね、だめじゃないかと思うような気がしておりますが、どうですか、町はかかわってないですね。移動販売車。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 特にこの移動販売に関しまして、何か町が許可をするとかですね、許可が必要とかということでは特に、という制度ではございませんので、民間の業者さんがされるということであれば、それは、もちろんいろんな住民さんへの周知などが必要だと思いますけれども、基本的には民間さんの事業ですので、町がかかわるというかですね、例えば許可とか、そういう形でかかわるという話ではないのかなというふうに思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 先ほど名和の地区会議と申しましたですけど、その進展というのは全然ありませんか。まだ報告はないのでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より述べさせていただきます。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 名和地区におきましてはですね、まだまちづくり委員さん、ことしから第2期になりましたけれども、まだ会議の方は開催されておられません。各地区ですね、会議を開催するに当たっては、事前にですね、まちづくり委員さんの方とか、地元の方とか、丁寧に訪問してお話をしながらですね、打ち合わせをして、今後どうしましょうかという話をですね、しながら各地区進めてまいりましたけれども、名和地区の方はですね、まだそこまで十分回り切れていないというのが現状です。議員さん、お話ありましたとおり、そういうこのまちづくりをやっていこうというお話があるというふうにお伺いしましたので、またそういった方のお話を

聞きながら、開催に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 先ほど町長の答弁です、それこそ民間の空き地を利用、空き施設をとということをおっしゃいました。この民間の空き施設を利用した場合に、町から6次産業といいますか、6次総という補助金というようなことを使わせてもらうことはできるのでしょうか。全然そういうことは、民間の空き施設であった場合は何も自分たちでせよということなんでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 6次産業関係の事業等々について、また施策担当課の方から述べさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、民間、町有地でありますれば、町有施設でしたら町の方になりますけれども、民間ということになりますと、持っておられる地権者の方、あるいは所有者の方との協議ということになると思っております。まずそこが基本だと思っておりますけれども、その後の制度が活用できるかどうかということだと思っておりますので、担当より答えさせていただきたいと思っております。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 今の御指摘の移動販売を立ち上げるに際しての支援制度ということですが、町ではですね、例えばうちの担当課で持っております地域活性化支援事業交付金というのは活用ということは考えられますし、あと県の方ではですね、そういった移動販売の立ち上げについて支援をする制度というのが、中山間地域の活性化に関する交付金というのがありますので、そういう立ち上げ支援というのは活用できるかと思っておりますし、あと福祉関係のですね、でも支え愛補助金というのがありますので、それは100%補助で、そういった県の制度も活用できるかなというふうに考えております。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 御質問の中で6次産業というお言葉ありましたが、6次産業の助成の場合、農業者の方がやらなければいけませんので、この場合は適合しないのかなと。この場合、適合いたしますのは、農商工連携という、まことに縦割りの制度ではありますけれども、そちらの分野になろうかと思っております。この場合、使うのがですね、公共施設を使うのか民間施設を使うのかということではなく、どういう事業を展開されるかということで、事業内容によって判断をさせていただくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） わかりました。これから皆さんと一緒に話し合いを進めていきたいと思いますので、次の質問に入らせていただきます。

次は、名和拠点保育園の新設についてということで上げておりましたが、これは新設に当たってということでしてね、済みませんが、①番です。完全給食になぜできないかということ上げておきます。

この完全給食になぜできないかということの理由はですね、以前、同僚議員が2度もこの問題については質問をしておられます。それでもなかなかなかったです。完全給食にするというお答えがなかった。それでですね、今回はこの名和保育園、拠点保育園ができるに当たり、新設に当たりまして、本当に完全給食にしていきたいという思いの質問はこれで最後だと思います。保育園が建ってしまえばもう施設は終わりますので、そういう観点で私はこのことについて最後の質問だと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、イ、ロ、ハ、ニということで上げておりますが、これは私が思いつくままに書き上げておりますが、3歳以上はね、主食を持参、副食は提供されるんです。

ロは、レンジを使うことができない子供たちは冷たい御飯を食べます。冷たい御飯はあったかい御飯よりおいしくないということになります。もう冬になれば嫌だな、冷たくてという思いもあるかと思えます。本当に食の環境がよいとは言えない状況ではないかということでございます。

ハは、完全給食に対する保護者の負担増、給食室の問題などがありますが、これは解決できるんじゃないかという思いがしております。

次に、子供の権利、健康に配慮し、成長にふさわしい生活ができるように対応していただきたいということで質問をさせていただきます。

それから2番目は、紫外線から子供たちの肌を守るための工夫ということで、このごろの紫外線はすごく強いんですよね。あの小さなやわらかい肌がですよ、紫外線に冒されるという心配もしております。ですからプールの対応はどうでしょうかということ質問いたします。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの岩井議員さんの名和拠点保育園の新設について、2つの質問をいただきました。

初めに、ことしはおかげさまで大山きゃらぼく保育園、中山みどりの森保育園という2つの拠点保育園が開園をいたしました。皆さんもおいでいただいたと思いますが、子供たちの元気な声で満ち満ちております。そしていよいよ今度は名和の拠点保育園の実現に向かっていくというところでございます。この2つの拠点保育園から上がってくる

さまざまな御意見をいただいた上で、またさらにいい、すばらしい園をつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、完全給食になぜできないのかとの御質問ですが、昨年の12月議会でも、それからほかの、前の議会でも、ほかの議員さんの一般質問で答弁をさせていただきました。まず、児童福祉法では、保育所運営費に含まれる給食の材料費が、3歳未満児については主食及び副食給食、そして3歳以上児は副食給食とすると定められております。保育所運営費といいますのは、法で規制されている最低基準を維持するための費用で、公立の保育所では一般財源化をされておりまして、保護者から徴収する保育料を除いた額、これが大部分になるわけですが、これは市町村が全額負担をすることになっております。費用の面でいいますと、3歳以上児には副食のみを提供しますので、主食を含めた完全給食にすると、その部分の費用は保育料とは別に、別途に保護者の方からいただくということになると思います。

それはさておきまして、子育てという観点から申し上げますと、子育てのその責任というのはそれぞれの子供の親にあると、主たる責任は親にあるということは言うまでもありませんが、子供たちの健やかな成長のためには、地域社会が全体で取り組み、支えていくということが重要だというふうに考えております。

大山町といたしましても子育てにかかわる負担感を軽減するために、早朝保育、延長保育、土曜日の午後保育、また一時保育など、各種の保育サービスを行っておりますほか、子育て支援センターを増設し、ファミリーサポートといった子育てに関するさまざまな支援体制を充実して、子育ての環境整備を行ってきております。

しかしながら、先ほど杉谷議員さんの質問でもちょっと触れましたように、不登校の問題、またいじめの問題など、子供を取り巻くさまざまな問題行動が起こっておりますが、その背景の一つには、親子関係の希薄さも上げられるのではないかと考えております。

子供の幼児時期の体験というのは思春期に結果としてあらわれるというふうに言われておりますけれども、乳幼児期の子供たちに親が十分にかかわり、そして子供が望んだような愛され方を十分にしてもらおうということにより、親子の人間関係の基礎をつくるということが人間の成長にとっては非常に大切だというふうに考えております。

冷たい御飯はおいしくない、御飯離れになると議員さんはおっしゃいますけれども、子供たちにとって保育所というのは初めて出会う社会の場でもあります。幼い子供が親と離れて一日頑張っている中で、お昼御飯に自分のお弁当箱に家族が自分のために入れてくれた御飯、それは大人が思う以上に子供にとっては愛着があって、うれしいものではないでしょうか。

また、3歳から5歳の子供は食事を食べる量に非常に大きな差があります。たくさん御飯を食べる子もいれば、非常に小食の子供さんもおられます。自分の子供が食べる量を考えて、また、その日の子供の体調を考えて御飯をお弁当箱に詰めるということも家

族の愛情でしょうし、子供が持ち帰ったお弁当の中身を見て、本当にきれいに食べていれば、きれいに食べたねと子供を褒めるなど、逆に残ってあればどうしたのかなというように、そこで家族のコミュニケーションを深めていくということもできると思っております。

子供は、自分のために親がしてくれているということをちゃんと見て育てております。夜型の生活リズムとか、朝御飯につきましては欠食だったり、孤食だったり、近年言われておりますが、そういう中で、親も最初からしっかり全部できるわけではありませんが、子供を育てることで親になっていくというふうに言われております。忙しい日々の中で、朝起きて、御飯を炊いて、そして朝御飯をつくって、そういう懸命な姿、懸命に子供を育てている姿という、その親の姿を見て子供たちは成長していくものだというふうに思っております。

子供たちが保育所で食べる給食は年間約250食です。これは子供たちが1年間に食べる食事の4分の1でしかありません。保育所でも食育というのには非常に力を入れて、いろいろなことをやっておりますけれども、何といたっても家庭の食卓というのが子供たちにとっても一番楽しくて、また大切な場ではないかと思えます。家庭の食をより望ましく、健全なものにしていくということも、そういうための家庭への働きかけをするということも保育所の一つの役割かなというふうに考えております。

子供たちは朝からリズム運動やマラソンなどの活動で、しっかりと体を動かしております。これが御飯をおいしく食べることに通じておまして、子供たちは調理の方がつくってくださった心のこもった温かい給食と、親が朝用意をしてくれたお弁当、御飯を喜んで食べております。

今後、社会情勢とか生活環境の著しい変化により、また検討する必要もあるかもしれませんが、大山町の保育所におきましては、現在のところこのような給食についての思いを持って取り組んでおりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、紫外線から子供たちの肌を守るための工夫をとの御質問にお答えをいたします。

町内の保育所では、リズム運動などのほかに屋外での活動も積極的に取り組んでおまして、特に暑くなってくる7月の下旬から9月の下旬までの天気のいい日は、どこの保育所もほとんど毎日プール遊びというのをしております。プールに入る時間はちょっと違いますが、大体10時ごろから各クラスとも30分程度です。

今、議員さんがおっしゃいました紫外線対策というのは、近年本当に紫外線というのは大変危険なものだと言われております。特に小さい子供たちにとっては。そのあたりを園としてもいろいろ取り組んでおまして、プールサイドにテントを張って日陰をつくったりとか、また、適宜子供たちを陰で休ませるとか、また、未満児だけでなく、今は3歳以上児もTシャツを着る。ラッシュガードみたいなもの着たり、そういうことをして日差しを直接肌に当たらないようにしたり、また、ビニールプールにはビーチパ

ラソルなどを立てて日陰をつくっております。プール以外の活動、屋外活動のときには、どの子も今、垂れのついた、ここまで垂れのついたUVの帽子をかぶって外に出ています。

ことしの夏はもう、近年はそうですけれども、大変に暑くて、熱中症などにも気を配って保育をしておりますが、今後、紫外線対策にも一層努めてまいりたいと思っております。

大山町の保育方針の、心豊かでたくましい子供を育成するとなっておりますが、この暑い夏でもきちんと対策をとりながら、しっかりと運動させて、そして未来の大山町を担う子供たちが、保育所や保護者や、また地域の人々としっかりかかわり合いながら、たくましく育ってほしいと願っておりますので、今後とも御指導よろしく願いいたします。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 詳しく御答弁をいただきました。私はですね、この完全給食になぜできないかということはですね、よそではやってるんですよ。江府町は2年前から、地産地消ということで、米を完全に地元のものを使うということで行っています。私、課長にですね、幼児教育課長に質問いたしました。この枠を取っ払うことはできませんかということを行いましたら、先ほども御答弁いただいたんですけど、お米を炊くということに費用がかかる。その分を保護者が負担しなければいけないということだったんです。それで、簡単にね、何か理由づけがあってきちんと、それはさっきおっしゃいましたことはようわかります。子供たちの健康を見るためにとか、いろいろなことをおっしゃいましたですけど、それ以前にですよ、私たちは親として、子供にあっかいものを食べさせたいという思いがあるのは当然のこととして、国がこういう規制をかけてるからということで、何十年、私たちの子供のときもそうでしたから、何十年も前のときからずっと決まっている。そういう規制が取っ払われることであれば取っ払って、子供たちにいい環境で食事をさせるという考え方は本当はないものかと。大山町の教育委員会は、教育委員さんもたくさんおられますが、その中で話し合いをされた中で、皆さんが同じ答えだったんでしょうかということの一つ。

それからですね、ちょっと深掘りになりますけど、深掘りの質問になって申しわけないですが、でしたら保育園の園長さんとか保育士さんたちは、冷たい御飯を持ってこられるんですか。炊いたのを食べられるんですか。3歳未満児までは給食が出るんですよ。3歳になって5歳まで3年間、御飯を持ってきなさいということですよ。で、小学校に上がり、中学校に上がったら、もう給食、完全給食になってます。何で保育園の子供が、3歳から5歳までが冷たい御飯を食べにゃいけないのかという思いがしてなりません。

本当に私ごとで恐縮でございますが、私は生まれて5カ月で満州に渡りました。それで満州に渡ってですね、それから大きくなるまで、3歳で帰ってきたんですけど、その

ときに白米を食べることが本当にできないという生活を送りました。ということです。私はそんなに記憶はないんですけど。でもやはり配給米で白米のおいしいのがあれば、子供には与えて、親はそれを食べなかったと。そういう思いから私の母は、農業をしたこともなかったですけど、米づくりに一生懸命生涯をかけてやってきました。それは子供たちを育てるために、白米がないとだめだからなんです。そういう思いでね、母親というのは思いがあるわけですよ。でも今こういう時代になって、十分にあげられることが、なぜ大山の教育委員会ではできないのか。よそではもう徐々にあれしておりますよ。

で、次に、私、聞いたんですけど、よその町でも完全給食にしたらいじゃないかという話が出ておるみたいでして、ですから大山町も名和保育所の拠点保育園ができるんですから、この際ですね、台所もちゃんときちんとしたものを計画されてですよ、完全給食にしてはどうでしょうかという私は勝手な思いを持っております。そういうところの2点はどうでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの議員さんの関連質問についてお答えをいたします。

まず、教育委員みんながそういう意見なのかどうかということですが、これの件につきましては、一般質問をかつてほかの議員さんからいただいた折に、2回に分けて委員会でみんなで意見を、議論をいたしました。これは期せずして委員全員が、やはり今のままの家庭で御飯を炊いて、そしてそれをお弁当箱に詰めて子供に持たせてあげよう、その方が子供の教育のために、子供をたくましく育てていくために、あるいは家庭としっかりとした温かいきずなを保っていくために、いろんな観点から、これは大切なことだというふうに、大山町の教育委員は全員がそのような意見を持って、そういう結論にたどり着いたということを申し上げておきます。

それから、私も保育所に行くときにお弁当を、私もお弁当を詰めて持って行って、子供たちと一緒に食べるわけですが、すごく子供たちはお弁当箱を見せてくれるんです。見て見て、このお弁当箱って、いろんなカラフルな、アニメのお弁当箱だったり、いろんな模様がありますよね。はし一つでも違うんですよね。やっぱりこれが御家庭の方が子供たちに、こういうお弁当箱にこういうふうに御飯を入れてもらったんだ。そしてまた、すごいきっちり食べてる。詰まってる子もいれば、もうお弁当箱にちょびっとしか入ってない子もいるんですよね。そういうのを自慢そうに見せてくれたり、黙って食べてる子供たちを見てると、この子供たちを、お弁当を入れられるおうちの方の思いとかね、この子いっぱい食べるから大きくなるから、いっぱい入れようねと、こう入れてあげられる姿とか、なかなか食べれないよね、でもこれだけは頑張って食べようと言ってあげて詰めておられるお母さんの姿とかというのが、もう実にそういう場で一緒に

お弁当を食べながらほうふつとされるんです。

私自身も5歳の孫がいて、基本的にはお母さんですが、お母さんはまだ赤ちゃん見たりするときに、私が入れてあげるんですけれども、そのときに、これぐらい食べるとか言うと、おばあちゃん、もうちょっと少なくしてとか、もっと入れてとか、やっぱりその日によって子供の状態はちょっと違うんですよね。帰ってきたときに、本当にきれいに食べてるときに、あら、きれいに食べたねってまた声もかけられますし、何かちょっと残ってるときには、残ってることもあるんですが、何か調子が悪いんじゃないかなってお母さんと話したりすることもあります。たかがお弁当箱ですけど、そのお弁当箱から浮かんでくる家庭の姿とか親の思いとか、子供のうれしい気持ちとか、そういうのはやっぱり大切にしていきたいなというふうに思っております。

それと、園の保育士さんも冷たい御飯を食べておられるかどうかということで、これはね、ちょっと私もしっかりと把握はしていないんですけれども、ただ……（「自分で持って」と呼ぶ者あり）自分で皆さんたしかお弁当を持ってきておられたと思います。おかずは園のおかずを食べますけれども、で、また、未満児は早く食べるし、離乳食だったりしますし、未満児用の御飯だったり、それから中にはアレルギー食だったり、もう実にさまざまな給食を調理の方はつくってくださっているんですよね。本当に大変だなというふうに思うんですけれども。

ちなみにちょっと園の保育士の方たちの意見もお聞きをしてみました。今さっき岩井議員さんが懸念をしていらっしゃいました炊飯器だとかいろんな設備、食器だとか、配せんするところとか、食器保管庫とか、そういったところの懸念もありましたけれども、保育士の方たちがみんな一番懸念をいらいらっしゃる、どこの保育園の保育士さんも懸念をいらしたことは、今さっき私が申し上げた親が子供の食べる御飯の量をしっかり把握ができないんじゃないとか、やっぱりこれを、お弁当というのは親子の大事なコミュニケーションだと思いますとか、そういう意見、そういう懸念はやっぱり期せずしてたくさん伺っております。もちろん親御さん、保護者の方にしてみれば、あったかい御飯を園で出していただければ、それにこしたことはない、負担も軽くなるし、また、子供たちもあったかい御飯を食べるからいいだろうというふうに思うんですけれども、でも冷たくてもなお大切なものもたくさんあるなというふうに、教育委員会としては今そういう方針でありますので、どうか、施設だけの問題ではなく、そのように御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） それではもう一つ、深掘りになりますが、子供にですね、おやつでも御飯でも与えるのにですよ、じゃああったかいのと冷たいのとどっちがいいかなんてというような質問をされたこととか調べられたということはありますか。子供の権利としてですね、どちらを選ぶかという思いは私たちするんですよ。そのことはど

のように思っていますかということと、それから、幼児教育課長には、本当に国のしがらみといいますか規制というものが取っ払うことはできないものか。これがもうきちんとして決まっているものでできないのか。じゃあ江府町なんかはどのようにしてそこをされたのかはまだ私は聞いてみませんが、それを取っ払うにはどうしたらいいのかというようなことを調べられたことはございませんでしょうか。以前にも同僚議員が質問しておりますので、このことに関してはもう、先ほど委員長が言われましたとおり、何回も聞いております、その答えは。十分私も知っておりますけれど、子供たちのことを考えたときにという思いがしてなりませんので、最後の質問としてですね、この新しい拠点保育園ができますのに、最初の計画から入れていただくといいですけど、後で今度完全給食になっていったときには台所改善からしてかからにゃいけませんよね。そういう思いもありまして、最初から取り組んでいただいたらどうかなという思いがしてなりませんですけど、お願いいたします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの岩井議員さんの御質問で、あったかいおやつと冷たいおやつということでしたかね、どちらが子供の権利を、おいしい、健康なものです。あんまりそういうことは考えたことはないんですが、ただ、そうですね、えとして子供は余りあったかいものとか熱いものとかというのは、大人は熱いものを熱く食べたいという思いがあるんですけど、子供はあんまりそれはないのかなというような気がちょっとしたりはいたしますが、ちょっとふさわしいお答えになったかどうかわかりません。子供の権利ということでいえば、先ほど申し上げたような、子供が本当に健やかに育っていくための、周りの人の温かいかわり方ということこそ子供が健やかに育つ権利ではないかと思ったりもいたします。

それと、先ほどおっしゃった既に取り組んでいるところというのは、恐らく江府町の保育園だと思いますが、江府町全体で1園だけというところ。ちょっと聞きましたら、人数も非常に少ない、20名ぐらいのところかなということですが、そこはやはり地産地消としてお米をしっかりと食べさせたいから、園で消費したいからということであれでしたが、園で消費もできますし、むしろ朝、御飯を炊くということで、家庭でもパン食に流れがちな中で御飯をしっかりと、御飯を炊く、だから朝御飯食べようというところにもつながるかなと思ったりいたしております。以上でございます。

あっ、はい、そちらから……。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 岩井議員さんの、国の基準についてお答えをさせていただきます。

この3歳以上には副食を出すということは国の最低基準というもので定められており

まして、これは法的な拘束を受けるものでございます。ですから、詳しくは調べておりませんが、江府町が地産地消のために主食を提供するということに対しては、何らかの手続が必要ではないかというふうには思っているところです。

この基準、最低基準が変更されないかという御質問ですけれども、これは国が定めているものでございますので、私たちの方でお答えすることはできないというふうに思います。以上です。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） それではですね、先ほど課長の答弁にもありましたが、法律ですからそういうことはできないということですが、じゃあ担当しておられますので、ちょっと国の方に聞いていただくことはできるかなという思いはいたしますが、この3歳から5歳までに主食を持たせるといふ、親が持たせるといふ根拠は何なのでしようかということを知りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それで、私の質問は以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） ちょっと待ってください。今の岩井議員の質問について答弁ができますか。

○議員（10番 岩井美保子君） 答弁は要りませんので。調べていただいたら。

○議長（野口 俊明君） いいんですか。

○議員（10番 岩井美保子君） はい。

○議長（野口 俊明君） これで岩井美保子君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで暫時休憩いたします。再開は4時40分といたします。

午後4時28分休憩

午後4時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開したいと思います。ここで、傍聴者の皆さん、そして議員及び管理職の皆さんにお断りをいたします。

間もなく5時になりますが、本日は、5時を超えましても通告順7番、西尾寿博議員の一般質問の終了まで、時間を延長して質問を続行したいと思います。残り通告8番以降の議員の一般質問は、あす9月21日に引き続き行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

一般質問を続けます。

次、8番、西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長、8番。

議長からお許しを得ましてですね、2つ、通告どおりやりたいと思います。

まず1つ目が、いじめと自殺ということですが、大津市で起きたいじめ問題を受け、

平井知事と県教委は、有識者による第三者調査機関の設置など、いじめ問題への対応を新たに盛り込んだ鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約、いじめによる自殺など重要事案が発生した場合、第三者調査機関を設置することを決めたほか、10月末までに県のいじめ対策指針を検討するとなっております。その内容について、あるいは大山町のいじめの実態、県教委との連携について、そして実際の教育の中の取り組み、目標についての考えをたします。

また、全国の自殺者は3万人を超えて、一向に減らない傾向にあります。鳥取県においても深刻な問題であるが、解決策が見つからないのが現状です。自己責任を持って生きる大人を救うことは容易なことではないと考えます。就労等、原因によっては国の政策による責任が大きい問題もあるが、大山町でも少なくないようなので、自殺防止の取り組み、成果についてたします。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの西尾議員さんの鳥取県のいじめ対策の内容について、また、大山町のいじめの実態、県教委との連携について、実際の教育の中の取り組み、目標についての考えをという御質問にお答えをいたします。

まず、鳥取県のいじめ対策の内容についてですが、先ほどおっしゃいましたように、鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約というものを県知事と県の教育委員会との間で結ばれた、いわゆる教育振興協約というものには、これまで4点の教育振興施策というのが取り上げられておりました。要約しますと、1点目は少人数学級の全面実施による学びの質の向上、2点目は未然防止から登校支援までの各段階に応じた不登校対策、3点目が特別支援教育の充実、そして4点目が文化・芸術、スポーツ振興による心身の健やかな育ちへの支援です。これらに加えて、このたび5点目として、学校が児童にとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みますという内容が加わりました。これらにはまた非常に細かく目標や指針が上がっております。

第三者機関の設置についてですが、県内学校現場におけるいじめによって児童や生徒の重大な事故が引き起こされた際、学校、教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査、検証を行うために、鳥取県いじめ問題調査委員会というものを設置するというので、委員は大学教授とか弁護士、臨床心理士など3名から5名程度が想定をされておまして、これは知事部局が主管をされます。

鳥取県いじめ対策指針が改定をされますが、これは平成19年に策定された指針について点検を行い、より実効性の高い内容へ改定を行うということです。まだ詳細については把握をいたしておりません。

これらの対策のほかに、子どもの悩みサポートチーム、これは仮称ですけれども、こ

れの設置だとか学校・警察連絡制度の拡充、そして児童生徒の人間関係の状況を把握するための心理検査ハイパーQ Uを活用する学校への支援、相談体制の充実といった対応も示されております。

次に、大山町のいじめの実態ですが、先ほどの杉谷議員さんのときにも申し上げましたが、過去3年間の報告件数というものは、平成21年度が4件、平成22年度が4件、平成23年度が1件、そして今年度は8月末現在で3件というふうになっておりまして、主な内容というのは、冷やかしゃからかい、それから仲間外れ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりといったものです。

県の教育委員会との連携についてですが、先ほど話題に上がりました鳥取県いじめ対策指針というものを各学校においても参考にしながらいじめの未然防止や早期発見などに努めているところです。また、ハイパーQ Uを活用する学校への支援といった事業が実現すれば、ぜひ活用したいというふうに考えております。先ほどの杉谷議員さんの質問の中で申し上げましたけれども、町独自に第三者委員会を設置することは考えていないというふうに申し上げましたが、あってはならないことではございますけれども、万が一、非常に重大な案件が発生した場合には、県の教育委員会とはもとより、県の知事部局とも連携をとりながら対応していく必要も出てくるかというふうにも考えております。

最後に、実際の教育の中の取り組みや目標についてですが、多くの子供たちが集団生活をする学校においては、人間関係のあつれきとかトラブルが起こるのはある意味で当然のことでありまして、時にいじめに発展することもあるかと存じます。機会あるごとに学校には、いじめが起こることは恥ではない、しかし、いじめを見逃すことは絶対にあってはならない、これは先ほど教育長がおっしゃったと思いますが、これを繰り返し繰り返し指導をさせていただいております。各学校におきましては、日々の児童生徒の様子とか表情を観察することはもとより、連絡帳の記述とか、子供同士の会話とか、個別の教育相談や生活アンケートなどから、小さなサインも見逃さないで、早期発見に努めておるところでございます。

その一方で、いじめを未然に防止したり早期に解決したりするための根本というのは、やはり人を思いやる心とかいたわる心、正義を重んじる心、そしてそれを行動に移す実践力などを児童生徒に育てていくことだと考えております。大山町の基本計画の施策の概要の中にも人権教育の充実と道徳教育の推進というのを上げておりますが、各学校においても人権教育とか道徳教育を教育の根幹であるというふうに位置づけて、非常に大切にしながら、児童生徒の心の教育に今後とも力を入れていきたいと思っております。以上でございます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 西尾議員より、自殺に係る取り組みということにつきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

我が国では、平成10年以降、自殺者が連続して3万人を上回るなど、憂慮すべき事態が続いているところであります。本町の自殺にかかわる統計数値として、平成16年から22年までの7年間で、男性で33人、女性で8人の計41人が自殺により亡くなっておられるところをごさいますて、年代別では、60歳以上が50%を超え、また、働き盛りでありますところの40代、50代の方々が40%を占めているところであります。

国では、ことし8月に自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱を5年ぶりに見直して、自殺や多重債務、うつ病などの自殺関連事象に関する正しい知識を普及啓発をし、これらに対する偏見をなくしていくということ、また、自殺の危険を示すサインや危険に気がついたときの対応方法などについて理解を促進するという、自殺の危険性が高まっている人に対する相談支援を行うなど、さまざまな機関、団体により実施するということといたしております。

本町では、自殺対策を保健行政の重要な柱に位置づけて、平成21年度から鳥取県自殺対策緊急強化交付金を活用して事業に取り組んでいるところでございます。特に実施に当たりましては住民の参画を重視をいたしまして、その主なものとして、22年度には町民の皆様から公募して、標語とイラスト案をもとに、こころの健康カルタを作成いたしました。そしてカルタ普及員を養成をし、保健師とともに町民の方々への普及を行っているところであります。23年度には心の健康フェアを開催をして、多くの方々に自殺対策を含めた心の健康づくりについて学んでいただく機会を提供いたしました。また、心理士などによりますところの心の健康相談日を設けて、心の悩みなどについて相談を受けているところであります。

自殺対策にかかわる事業の成果は、すぐにはあらわれるものではないと言われていたところでございますが、これまでの取り組み結果を評価しながら、今後も引き続きこの事業を実施をし、だれも自殺に追い込まれることのない社会、この実現を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） この問題については、先ほど同僚議員がしたばっかしなのでですね、余りやり方とかなんか触れたくないので、時間もありますし、私が着目したのはですね、文科省の発表と厚生労働省、そして警察庁の自殺の発表なんですけど、数が倍近く違うということに実は着目しております。当事者である側は、なかなかその実態を把握していながら発表しないというのがこの大きな原因じゃないかなと私は思っておりますが、それがですね、今回、大山町も、先ほど聞いたところですが、ワースト4番、ワーストフォーというのかどうか知らんですけども、鳥取県でワーストフォー、これがどのような数字なのか考えてみました。ワーストワンであれば、はっきり言って一

生懸命、目を皿のようにして、あるいはびりびりしながら、先生がですよ、子供の態度をしっかりと見たという結果なのかなと。これが逆にナンバーワンで、ゼロでした。これは信じるんですかね。私はどちらがいいかようわからんですけども、そのようにこの数字だけでどうこう言いたくありませんが、私としては、かえって、実はうちはね、結構多いんですよと、しっかりケアしてます、私はそれの方が何か安心だなと。

先ほど議員さんが、恐縮ですが自分の体験を話しますと言っておられまして、私、ちょっと楽になりましたので、実は自分の体験を話したいなときょうは思っておりました。

私、おやじがですね、愛知県の方からやってきまして、今の琴浦町で生まれました。餓鬼のころにすごくいじめられたもんですから、これじゃいかんなど思いまして、逆にいじめる方に回りました。それが長く続きまして、あっという間に親分になってしましまして、ところが中学校に入ったらすね、2つ上ぐらいかが私が入学するのを待っておりまして。あんのたまやられました。これがですね、すごく陰惨で、陰湿で、私、1年と2年、ほとんど毎日のように殴られ、けられ、2年間耐えて、3年になるまで待っておりまして。3年になった途端にそこそこ散り散りになりまして、何とか助かったわけですが、高校になったら今度は何とか友達をつくらないけんなどということに力を注いで今現在に至っております。だから両方、それもですね、中学校のときはすごく執拗ないじめをいただきました。おかげで何くそ人生というようなことで、強くなったのかなと。しかし、やっぱりそのトラウマがあるせいか、何かやられるとですね、なめられると、はらわたを引きずり出されるまでやられるんかなという感覚に襲われまして、すごくやる気が出ます。

逆に息子は、3月の29日生まれでして、5年生ぐらいまではいじめの対象でした。ところが、今、186センチの90キロぐらいで、大学の時代にK-1に遊びに行ったりとかみたいなことで、あっという間に解消してしまいましたけども、私はそのときもですね、実は教員にも言ったことがあります。うちの息子は背中にゴキブリと書いて帰ってくるが、どがなこったろうかい。あっという間に仲間ができて、4人、5人、うちもだ、うちもだということで、教員に詰め寄ったところ、いやあ、西尾さん、それは勘弁してごしないかと、みたいなことで、いじめにはなったかどうかようわからんですけども、とりあえず徒党を組んで、みんな役員になろうやと。PTAの役員になろうや。なりました。なって、その中でいろいろ話をしたりしたわけですが、その私の子供の時代がちょうどですね、いじめがクローズアップされたころです。私が生まれたころは逆に自殺者が2,826名と。1955年です。このときが一番自殺者の死者が多いと。今はどんと減ってですね、200名。人口も多かったしですね、時代の背景もあるでしょうが、とりあえずこの年が一番多い。なぜなのか。私が生まれたころに、19歳からですね、5歳ぐらいの統計だそうなんですけども、これはですね、人口動態統計、御存じだと思いますが、これは厚生労働省ですね。警察の実態調査と近いわけですよ。警察は1割高いかなと。ところが文科省はもう全然低い。もうそのあたりでね、私、全然信用して

ない。文科省の言うことはね、自分のね、ことだけなんです、はっきり言ったら。ほいで、なぜかいうたら、これは死亡、自殺者の話でしょう。いじめに関してはね、これ、動態統計もとってません。これ5年ごとにとるらしいですけども。警察もいじめに関してはほとんど関与しません。はっきり言ったら、自殺の場合は、これ3つあるんですけども、統計数が、いじめの場合は文科省だけなんですよ。ということは、全くね、比較するものがないんですよ。だから自殺の誤差から考えて、いじめはもっと多いんだろうと、実は3倍ぐらいじゃないのということを私は言いたいわけです。

私の時代は全然いじめとかそんな問題は関係なくて、もう親はですね、生きることが精いっぱいだった時代ですから、おまえの言うことを一々聞いておれるかと、おまえは自分で解決せえと、みたいな話だったと私は思いますけども、今、この時代になってですね、これだけいろいろなとるのにですね、きょうの話聞いてったら、ちょっと頭にきましたよ。私は2年間ほどでね、もうすごい陰惨なやつをやられた経験があるので、はっきり言いますが、今のところゼロですよとか、4ですよとか、そんな数字じゃないんですね、本当はね。もう探し出してくださいよ。逆に言ったら。もっと。でないかね、本当で苦しい人がね、しゃべりませんよ。いじめで修復できたり、あした行ったら何とかなれるわみたいな程度だったら結構しゃべりますよ。ところが本当でこれ言っちゃうとね、大騒ぎになるだとか、あるいはもうちょっと巻き添えが多いんじゃないかとか、もっとやられるんじゃないかとか、もう孤独になっちゃうんじゃないかなみたいな方はね、多分しゃべらない。私はね、それを思ってます。

そういった意味で、いじめの対策の中で、2013年に県がモデル校をつくろうじゃないかと。アメリカが何かいじめ対策として成功しておるといふ事例がある。それに対して2013年にモデル校をやるかというような話も実は出てます。レディー・ガガがですね、いじめをされたと発表されましたけど、そういったことで、何か国籍が違ったり移民に対してはすごくきついんだと、それをアメリカはうまくやってきたということで、何かモデルになるらしいですけども、先ほど言いました、例えばワーストワンになってもいいじゃないかと。先ほどの答弁でも恥ずかしくないんだよなんて言ってますけども、実はワーストワンって恥ずかしいに決まるとし、恥ずかしいのかそうでないのか、そうじゃなくって、ワーストワンにならなくなってしまったらやみたくない、すごく小さいことでもうちは見つけるんだよと。その基準は多分ないと思うんですよ。それは大山町の考えであったりするんだと思うんですよ、私はね。私、逆にワーストワンになってほしい。そのかわり本当で苦しい子はいないはずだと、これぐらい一生懸命探してるんですよと、こんなことを私は言いたいんですよ。

ほいで、先ほど言ったモデル校の話、それについて、どんなお考えかちょっと聞きたいですね。

済みません。先ほどの動態調査の話もちょっと。実際の数字をどう思うかという話。この3つぐらい。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 今、西尾議員さんの御質問でした。

まず初めにちょっと、ワーストフォーというかワースト4というのは、あれは県が不登校、鳥取県の不登校ということで、いじめではないということをもとにお話ししておきます。

あと補足の方は教育長の方よりしていただきますが、確かに今、議員さんがおっしゃいましたように、表にあらわれてこない、ひたすら隠して隠して、こらえてというか、傷ついている子供たちが、ここの数字に上がってこない子供たちがいるのではないだろうかというのは、私たちもいつもそのことを考えております。で、事務局はもとより、学校の先生方にも、本当に小さなサイン、見逃さないでいただきたいということはやっぱり常日ごろ申し上げておりますので、なかなかそのあたりが見えてこない、いじめというものに対しては、だからこそ難しい、人間社会の中であるからこそ難しいというものを感じております。

補足のところはあと教育長の方よりお答えをいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 西尾議員の生い立ちやら、子供さんとかかわりやら、PTA役員となって頑張っておられたことやら、非常に興味深く拝聴させていただきました。おっしゃるとおり、統計っていうやつで見ますと、これは9月12日の朝日ですけども、いじめ、とにかく昨年度は7万件だった。だけどばらついておると。で、認知件数なんかいきますと、非常に鳥取県や佐賀県で低いという結果も出ております。で、そのところが非常にある面での、もう一つ言いますと、島根県は暴力行為が非常にふえてきたと。いじめばかりじゃなくして問題行動が、器物破損、対教師暴力、いっぱいことふえてきたと。もう一つは、見えないことを一つ知っておるやつの中に、ネットいじめというやつが出てきておるということです。

で、おっしゃられることは非常によくわかりまして、どういう形で把握するのかという形です。ただ、一つだけ御理解いただかないといけないなと思っておりますのは、学校は教育機関です。で、警察と違って真相究明のための強制力を持ちません。そういう面ですね、非常にある面では甘いじゃないかかって言われることは、これは甘んじて受けなければならんんじゃないかなという気がします。

それから、一般社会でありましたら、例えば300円、1,000円人から巻き上げてもすぐ恐喝ですね、なってしまいます。学校の中でありますと、中学校までの中ですと、14歳ぐらいまでだったら、ですと罪に問われないという、そういう面があって、教育的な説諭みたいなもんで終わってしまうという生ぬるさっていうのは当然認めなきゃいけないと思います。

で、今、大山町で、今、西尾議員さんおっしゃいましたように、たくさん出てもいいじゃないかという御発言でした。私はそれはそのとおりだと思っております。あることが恥ではないと思っております。恥ずかしいことではない。それを見逃すことの方がもっと教員として、あるいは学校としてですね、あるいは教育委員会として恥だと思っております。で、小さな変化に気づく目を持つていうのがですね、とても大事なことだと私は思っております。

で、その中でですね、やっぱり一番大事なものは、学校は集団の教育をするところです。クラスの中で毎日生活をするわけですので、クラスの中がやっぱり居心地がいいということがですね、学校教育として常に考えていかなきゃいけない。で、大山町が頑張っております人権教育も、あるいは道徳教育も、やっぱりそこだろうと思っております。で、居心地のいいクラスをつくるためにどうしたらいいかというのをそれぞれの学校で考えていただいておりますし、そういうために一生懸命いろんな形で研究もしていただいております。やっぱり学校で皆さん方も一番最初にいじめの問題が出てきたのは1986年、今から四半世紀の中野区の富士見中学の鹿川君の葬式ごっこってというのが衝撃をもって迎えられました。そういう形から含めてですね、また同じことが起こるってということにむなしさも感じますし、もっと頑張っていかなければいけないというふうに考えております。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） いじめでなくって、ワースト4はですね、不登校だということだそうですが、不登校の中身はどのようなことで調査するのか、例えばですね、保護者の方とお話をするのか、本人と会ってお話しするのか、あるいはその友達から聞くのか、あるいはもう友達じゃなくって、もうちょっと違う、視点の違った第三者、友達でないだけでも、全体的に見ているよとかね、逆に友達に聞くということもなかなか難しいので、ちくったとか、ちくられたとかみたいな約束事は子供でも結構やっとなるので、なかなかその辺も聞き出せないのかなと思ったりもします。そのようなことをどのようなことで調査するのかなと。ちょっとお願いしたいなと思います。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの西尾議員さんの御質問ですが、どういうところから判断をしていくのかと、見ていくのかということで、あとは担当の次長の方よりお答えをいたしますけれども、初めに、大山町は御存じのように寺子屋がありまして、非常にここで熱心に、そして非常に温かな、不登校の子供たち、学校には行けないけど寺子屋には通えるという子供たちの対応もしていただいておりますし、保護者からのいろんな不安や電話などにも対応していただいております。

ちなみに小学校が30日以上長期欠席をするという子供たちは現在5名、そして不登

校がそのうち2名、それから中学校が30日以上長期欠席をしている者は現在22名、その中で不登校が12名ということになっております。

残りは次長の方からお答えをいたします。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） ただいまの不登校の認知というところの御質問だったかと思いますが、先ほど委員長が申しましたように、欠席日数がですね、30日を超えるとということがまず大前提でございます。で、その事由がですね、例えば病気による入院であるとか、入院でなくてもそういった医療的な診断も出ていて学校を休んでいるというような場合は不登校には含まれません。そのほかにもですね、なかなか詳細までは申し上げにくいんですが、家庭の事情等で学校に出てこれない子供さんとかですね、そういったものは不登校に含まれませんので、そういったものを除いた中で、30日以上欠席という形の子供がですね、不登校という形で報告させていただいているところです。

なお、先ほど委員長がですね、人数を申し上げましたが、これは23年3月、23年度の、24年3月ですね、23年度の終わりの数字でございますので、今現在の時点では、卒業した子供たちもたくさんおまして、もう少し少ない人数になっております。以上でございます。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） ちょっと一つ漏れたのかなと思いますが、2013年にモデル校ってありますが。アメリカのモデル、よいモデルというかね、みたいな話があるので、大山町はテメキュラというところがありますので、案外そのあたりでね、実態調査ができたり、あるいはその子供とじかにどういったことをやるとるんかという話もね、できそうな気がするんですけども、そういったお考えはどうですか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの御質問に対しましては、私は個人的にはその話はまだ聞いておりません。申しわけありません。あとは教育長の方よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） モデル校ってというのは今初めて聞きました。多民族の国家ですので、そういうこともあるんだろうかなと思います。アメリカの場合ってというのは、行かれた、西尾議員も行かれたと思いますけれども、スクールポリスという、学校にですね、マルガリータ・ミドルスクールでもおりますけれども、学校の門のところ

スクールポリスの人がおって、ぐるぐる回っておるといふ、そういうのが日本とある面では違ったやり方なのかなという……。

○議員（8番 西尾 寿博君） あればやるんかやらんのかでいいです。

○教育長（山根 浩君） 今、県からもそういう話も来ておりません。内容を詳細に検討して、考えていきたいと思っております。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） 大山町でね、自殺者が、町長がおっしゃってました。41名ですね。これ、率、10万人対象とした発生率というんでしょうかね、がですね、智頭がちょっと高いのかな。率はですよ。ただ、率と人数でいきますと、大山町は鳥取県で一番自殺率が高いじゃないかなというように、自殺死亡率ですか、が1番。不名誉な、これは本当で不名誉な数字だなというふうに思っておりますが、具体的にいろいろ調べてみますと、もうちょっとゆっくり話そうかなと思ったんですけども、時間がないので、いろいろ統計をとって、それを調べてみるとですね、やっぱり50代、60代の方が多い。それも男性。その中で25%がうつ病だということになっていきます。うつの原因というのは、健康問題であったり、就労問題であったり、このあたりが50代、60代の1番の原因かなというふうな統計が出ております。これも厚生労働省の動態統計ということになろうかなと思います。

実は、家庭内でもしそんなことがあった場合に、親戚の方と会いながら、いろんな相談すると思うんです。そしたらですね、大体結論的には事故死にしとこうとか、いろいろね、考えたら、実はもうちょっと数字は上がる可能性もある。同じようなことですね。先ほどの文科省と、文科省はちょっとひどいんですけども、もうちょっと本当はある可能性もあると私は思います。

その中で、とりあえず率として鳥取県で一番悪い、自殺率が高いということで、具体的なですね、行動、あるいは成果、余り、そのことについて実は触れたんですけども、答えがありませんが、もう一度お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員からの質問に答えさせていただきますが、詳細については担当課の方から述べさせていただきたいと思いますが、鳥取県内の中で自殺の方の人数、また率が非常に高いということでありまして、非常にこの状況というのは、結果としての数字だと思っておりますけれども、お一人お一人がいろいろな悩み、あるいは経済的なこと、先ほどおっしゃいましたような結婚であったり就労であったり、心情的な中での追い詰められた状況の中で、死に至らざるを得ない状況であったということでございます。

そういったことを踏まえて、先ほど述べましたように、21年度からこの自殺対策、

大山町は非常におっしゃいますように他町村と比べても多いということでありまして、担当課よりいろいろな取り組みを進めてきている現状であります。県の方からの事業を活用しながらということもありますし、特に保健課の方でつくっております健康カルタ、これは集落の方でのいろいろなサロンであったり、そうしたところでも使っていたりしておりますし、養成講座というものをつくって、地域の方々にこのことをテーマとした啓発や周知をしてもらうということで、その輪が広がっている現状があります。

成果ということについては、これがすぐ形としてあらわれてくるものなのかなというぐらいな状況ではないかと思っておりますけども、この取り組みを町としてしっかりやっておるといふ発信をしていくということ、そしてこの自殺に関しますところの研修会といいますか、会、たくさん来ていただいております。関心が高い案件だと思っております。そうした啓発活動を通じて、自殺というものが本当に身近なところにあるということを知周をまずしていくということから今進めておるところであります。

詳細について、担当から少し述べさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 続きまして、保健課の方から、自殺に対します対策、その成果につきまして説明させていただきます。

先ほど西尾議員さんが言われました、大山町は県内でも1番の自殺率だということですが、これは平成16年から19年の3カ年に自殺の10万人当たりに対します数が1番だったということがありまして、実は平成20年から22年にかけては若干減っておりますので、今の時点で1位かと言われましたら、数字がありませんのできちんと答えられませんけども、1位ではないかもしれませんが、ただ、やはり高いことには変わりはないと思っております。

そして、その対策ですけれども、先ほど町長が申しあげましたとおり、平成21年から県の補助事業を使いまして対策を取り組んでおります。その中で、やはり住民の方にこのことをきちんと知っていただくことが一番大事なことというふうにとらえております。先ほど町長の中でもありましたように、こころの健康カルタ、御承知と思っておりますけども、このようなかるたをつくりまして、今、これを持って町内の各種会合等に出かけております。（現物を示す）このかるたにつきましても、こころの健康カルタの普及員、それから保健師を通じまして、一緒になって出かけております。それからこころの健康フェアということで、やはりこれも町民の方に自殺、それから心の健康について知っていただきたいということで、たくさん来ていただくような取り組みを図っております。

そういったことで、成果でありますけれども、なかなかこの成果というのはすぐには見えてこないものではありますけども、私たちは、このことを幅広く知っていただいて、そして相談しやすい環境づくりをつくっていくことが、少しでも、一人でも自殺する人を少なくするといこうとつながっていくかと思っております。また、何年か後にそういった

成果は発表できるかと思えますけども、少しでもそういったことをまず普及していくことが、今、一番大事なことというふうにとらえております。以上です。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） そうですね。大事なことだと思います。

9月の10日から16日にかけて自殺予防週間があったわけですが、米子市の広報を見たときに、データと、自殺者の動向みたいなものがですね、広報に載っておりました。米子市はですね、年に30人ぐらい亡くなるということで、相談窓口だとかですね、ゲートキーパーというのがあるらしいですけども、そのようなこととかですね、やっておりましたが、大山町は、私、あったのかなと。なかなかちょっとよう見つけなかったですけども、そのようなことをやると言いながら、率にすると、米子で30人ですから、14万人ですか、うちの8倍ということで、ざっと考えるとですね、やっぱりうちは多いのかなと思ったりもします。2人から3人、毎月亡くなるそうですけどね。ただ、先ほど言ったように、そういう認定するのか認定しないのかというこのぎりぎりの分け方によっては変わるというふうに思うわけですし、そうはいつでも多いことには間違いないのかなと思います。その取り組みがですね、かるたをもってやっておりますなんてって、何かかるたで済ませとる、えらい軽いなというふうに、しゃれではありませんけども。もう少しですね、このゲートキーパーでちゃんとね、4つの原則という、はっきりしとるんですよ。そうでしょう。まず気づき、傾聴、つなぎ、見守りと。この3つの中に、気づき、変化にちゃんと、だれが見とるんかな。だれかが見てますよと。あとは傾聴。その方に対して、うつなんでしょうけどね、しっかりその人の気持ちを尊重して本当に聞いてあげる方がおるのかということなんでしょう。あとつなぎ。それをだれかにすぐつなげてあげる。専門家医だとかね。そうだと思いますね。見守り。見守る方がおるんか。いかなかったらだれかが見守ってあげるという、役割を果たすということが、たしかこれ、ゲートキーパー、4つの原則となっておりますが、この件に関して発信してますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当課より答えさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） ゲートキーパーの育成といいますか、確保についてではありますが、先ほど西尾議員さんおっしゃいましたとおり、ゲートキーパーといいますものが、国の方でもそういった設置を各自治体の方にも促しておるところであります。取り組みにつきまして発信をしているかということにつきましては、まだ具体的な発信はしていませんけども、やはり今後はこういったゲートキーパーというものを広めていく

ことがやはり肝要かというふうに考えておりますので、そのやり方につきましても今後、実際に実施していけるよう検討してまいりたいと思います。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） どうなんですかね。時間がないので次へ進みます。ちょっと長引いちゃいました。

財政状況について。早いもので、森田町政の締めくくりの決算審査定例議会となりました。合併時から次々と出した大型事業もやり終え、心配されていた財政基盤も落ちつきを見せているように見える。

そこで、次のことで町長の考えをたずねます。

1、首長が経営者とも言われています。基金と公債の兼ね合いについての考えは。

2、標準財政規模と実際の財政状況とは随分かけ離れている。そのことについての考えは。

3、第3次行政改革審議会を設置された。簡素で効率的かつ効果的な行政運営とはどのようなものですか。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員の2つ目の質問でございます財政状況についてということについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、首長は経営者とも言われるが、基金と公債の兼ね合いについての考えはということについてでございます。

まず、一般家庭に置きかえますと、貯金があるのになぜわざわざローンを組まないといけないのかという疑問があると思いますけれども、地方自治体、自治体の場合には、借入金の償還について、国からの交付税措置がある場合がございます。制度としてございます。そのため、基金があっても毎年交付税措置の高いものを選んで借り入れを行っているという実態がございます。

平成27年度からは普通交付税の合併算定がえ措置が年々減っていくということは既に決まっておりますので、今後、財政を締めていかなければならないと、この基金の取り崩しをしながら事業実施をする必要が生じてくるものと考えております。

この普通交付税は、国の財政状況、また地方の景気動向によって上下いたしますので、公債に対する交付税措置を当てにして借り入れをどんどん行いますと、将来負担比率あるいは実質公債費比率が後年に悪化してまいることにもつながります。自治体の経営者としてのこのバランスを見ながら、後年度に持続可能な財政運営を行っていくということが必要であると考えております。

続きまして、2点目の、標準財政規模と実際の財政状況とは随分かけ離れていると、

このことについての考えについてのお答えをいたします。

まず、御指摘の標準財政規模でございますが、当該年度の普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額に標準税収入などを加えたものの合計額でございます。平成23年度は75億4,885万9,000円となっております。大山町の平成23年度歳入の決算額は約117億円でございますので、確かに言われるとおり決算額とは40億円以上乖離いたしております。標準財政規模には、国庫支出金、地方債のうち臨時財政対策債を除いたもの、また使用料及び手数料、そして雑収入などが含まれておりませんので、標準財政規模と実際の歳入歳出予算に乖離が出てくるということはやむを得ないものであると思っております。

標準財政規模は、1950年代後半の地方財政危機のときに、自治体の赤字を定義し、その大きさをとらえるために開発された指標ということでありまして、財政上の一つの目安であるものでございます。

ただし、この標準財政規模は、実質赤字比率、また連結の実質赤字比率、将来負担比率、実質公債費比率を算定する上では数値を左右する重要な指標でございますので、決してないがしろにしてよい指標であるとは考えておりません。地方債残高や起債の元利償還金の標準財政規模に対する比が大きくなりますと、実質公債費比率や将来負担比率が悪化いたします。将来の財政推計を立てる上で、標準財政規模の大きなウエートを占める普通交付税の額を見ながら町債の発行計画を立てていくということが必要であると考えているところでございます。

3点目の簡素で効率的かつ効果的な行政運営ということについてでございますが、過去においての財政的に豊かな時期におきましては、必要性の少ない施策を進めたり、過剰な設備投資を行ったり、あるいは利用の少ない道路などの建設をしたりした時期、自治体もあったのではないかと考えております。バブル経済が破綻して以降、厳しい経済状況が続く中、行政の運営につきましてもその経済性や効率性を求められることになりました。

そのような流れの中で、本町では、旧町の時代から行政改革に取り組んでいるところであるというように考えております。町税などの自主財源は歳入の約2割でございます。地方交付税、国、県支出金などの依存財源が約8割を占める状況であるために、国などから交付される財源に大きく影響される状況が続いているところであります。また、27年度からは市町村合併の特例でありますところの合併算定がえの期間が終了して、それ以降、5年間で交付税が逡減してまいります。

今後も安定的で、継続的な財政運営を進めるため、選択と、そして集中によって、事業、施策の実施に当たっては、今まで以上にそれらの必要性、緊急性、事業の規模などを検討するとともに、事業、施策を進める場合には、少ない財源でより大きな効果が上がるように行政運営について配慮していく必要があるものと考えているところでございます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） 時間が迫っちゃいました。最後ですね、2つほどじゃあお聞きして終わろうかなと思いますね。私の前にしっかりした同じような話があったもんですけ。

5年間で交付税が減るということですね。合併特例債の分ですが。これ、5年間延びるとい話もあるんですけども、その点の一つ。そして、もう一つ、それは軽くていいですけども、7年間でですね、合併したときにですね、基金が20億円ふえてます。そして起債がですね、9億円ほど減っておりますね。合わせて、まあよう頑張ったなといえはそうですが、30億円何とかうまいことやりくりしたということなんですよ。でもこれがすごく大事で、じゃあはっきり言ってやりたいことがなかったのかと。金もあったり、基金はどんどん減る場合に、やりたいことはやるよねと、普通。私だったらやりますよ。そのために直接選挙で選ばれとるので、私はこれもやって、町民のためですよ、当然。町民のためになることであれば、はっきり言って起債もしてでも、あるいは今どうであれ、これからやるといときに、今やらんとできんとかある場合があると思うんですよ。当然それはするべきだったなと。基金はたまりました。もう借金も減りました。じゃあ、おまえ、何がしたかったんだやと言われても、まあしゃあないなと思いますが、その点だけ、どうぞ、お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほどお答えの中にも触れさせていただきましたけれども、特にここ22年、21年、22年、23年、国の地域活性の交付金事業、非常に多額の経済対策ということになってる中での交付金がありました。そうしたものを活用して、いろいろな懸案の事項、取り組みをいたしているところでございまして、事業規模が23年度も100億円、117億円ということについても、そういったかわりが非常にあるところであります。その内容については、公共施設等々、修繕等々ありますし、ただ、その事業を受けていただく点については、できるだけ地元の事業者の方々に受けていただいて、まさに地域の活性につながるような展開への事業の取り組みや、あるいは規模、取り組んだところであります。いろいろやるのがあって、やらなかったんじゃないかということでございますけれども、国の施策を十分に活用しながら、そして支出する場合には、地元への事業者の方々への還元といいますか、事業への配慮、そしてそうはいつでも当初から基金が少ないという状況もございまして、できる限りのものを基金として積み立てをさせていただきながら取り組んできたところであります。選択と集中ということでお話をさせていただきましたけれども、特に議会の皆さん方の御理解をいただきながら、個人住宅のいわゆるリフォーム事業、これ等についても本当に多額

の補正、補正という形をとらせていただいておりますけれども、非常に効果のある施策、制度でありますので、こういった点には集中をした形での取り組みを議会の御理解をいただきながら進めている現状であるということもおつなぎさせていただきたいと思えます。以上です。

○議員（8番 西尾 寿博君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで西尾寿博君の一般質問は終わりました。

以上で本日の一般質問は終了いたします。

○議長（野口 俊明君） 次回は、あす9月21日午前9時30分より、残りました通告8番議員より、最後、通告14番議員までの7議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

午後5時41分散会
